

## 令和2年第8回ニセコ町議会定例会 第2号

令和2年9月16日（水曜日）

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 諸般の報告
- 3 一般質問
- 4 陳情第 1号 自家増殖を原則禁止とする種苗法改定の取り下げを求める意見書採択についての陳情書  
(産業建設常任委員会報告)
- 5 陳情第 3号 町道認定に関する要望書  
(産業建設常任委員会報告)
- 6 陳情第 4号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める陳情  
(産業建設常任委員会報告)
- 7 陳情第 5号 種苗法改正案の慎重な審議を求める意見書提出を求める陳情書  
(産業建設常任委員会報告)
- 8 議案第 5号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例
- 9 議案第 6号 令和2年度ニセコ町一般会計補正予算
- 10 議案第 7号 令和2年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 11 議案第 8号 令和2年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算
- 12 発議第 8号 地方税財源の確保を求める意見書案  
(総務常任委員会報告)
- 13 発議第10号 プラスチックごみを出さないシステムの確立を求める意見書案  
(総務常任委員会報告)
- 14 発議第 9号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書案  
(産業建設常任委員会報告)
- 15 議員派遣の件
- 16 閉会中の継続調査の申し出について  
(議会運営委員会)
- 17 閉会中の継続審査の申し出について  
(産業建設常任委員会)
- 18 閉会中の継続審査の申し出について  
(決算特別委員会)
- 19 議案第 9号 ニセコ町教育委員会教育長の任命について
- 20 議案第10号 令和2年度ニセコ町一般会計補正予算

2 1 意見書第3号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書

(提出者/ニセコ町議会議員 木下 裕三)

2 2 意見書第4号 種苗法改正案の慎重な審議を求める意見書

(提出者/ニセコ町議会議員 木下 裕三)

2 3 緊急質問

○出席議員(10名)

1番 篠原正男

2番 木下裕三

3番 高瀬浩樹

4番 榊原龍弥

5番 斉藤うめ子

6番 浜本和彦

7番 小松弘幸

8番 高木直良

9番 青羽雄士

10番 猪狩一郎

○欠席議員(0名)

○出席説明員

町 長	片山健也
副町長	林知己
会計管理者	加藤紀孝
総務課長	阿部信幸
防災専門官	青田康二郎
企画環境課長	山本契太
企画環境課参事	柏木邦子
税務課長	芳賀善範
町民生活課長	中村正人
保健福祉課長	桜井幸則
農政課長	中川博視
国営農地再編推進室長	石山智
商工観光課長	福村一広
商工観光課参事	高橋葉子
建設課長	高瀬達矢
建設課参事	黒瀧敏雄
上下水道課長	石山康行
総務係長	馬渕淳
財政係長	島崎貴義
教育長	菊地博

学 校 教 育 課 長	前	原	功	治
町 民 学 習 課 長	佐	藤	寛	樹
学 校 給 食 セ ン タ ー 長	富	永		匡
幼 児 セ ン タ ー 長	酒	井	葉	子
農 業 委 員 会 事 務 局 長	山	口	丈	夫

○出席事務局職員

事 務 局 長	佐	竹	祐	子
書 記	中	野	秀	美

◎開議の宣告

- 議長（猪狩一郎君） ただいまの出席議員は10名です。  
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（猪狩一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において3番、高瀬浩樹君、4番、榊原龍弥君を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

- 議長（猪狩一郎君） 日程第2、諸般の報告を行います。  
地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、林知己君、会計管理者、加藤紀孝君、総務課長、阿部信幸君、防災専門官、青田康二郎君、企画環境課長、山本契太君、企画環境課参事、柏木邦子君、税務課長、芳賀善範君、町民生活課長、中村正人君、保健福祉課長、桜井幸則君、農政課長、中川博視君、国営農地再編推進室長、石山智君、商工観光課長、福村一広君、商工観光課参事、高橋葉子君、建設課長、高瀬達矢君、建設課参事、黒瀧敏雄君、上下水道課長、石山康行君、総務係長、馬渕淳君、財政係長、島崎貴義君、教育長、菊地博君、学校教育課長、前原功治君、町民学習課長、佐藤寛樹君、学校給食センター長、富永匡君、幼児センター長、酒井葉子君、農業委員会事務局長、山口丈夫君、以上の諸君です。  
次に、去る9月6日に決算特別委員会が開かれ、正副委員長の互選が行われた結果、決算特別委員長に斉藤うめ子君、同副委員長に高木直良君、以上のとおり互選された旨の報告がありました。  
以上をもって諸般の報告を終わります。

◎日程第3 一般質問

- 議長（猪狩一郎君） 日程第3、一般質問を行います。  
質問の通告がありますので、順次発言を許します。  
まず初めに、篠原正男君。  
○1番（篠原正男君） おはようございます。それでは、通告に従いまして、一般質問を行います。  
最初に、ニセコ高校生への就職活動支援についてであります。令和3年4月採用の就職活動は、新型コロナウイルスの影響で令和3年春に卒業を予定する大学生や高校生の就職活動に深刻な影響が出ていると言われております。特に高校生の採用試験は、例年より1か月遅い10月半ばからとなり、コロナ禍で準備が滞っている上、求人数も伸びず、進路変更を余儀なくされた生徒もいると伺っております。そこで、ニセコ高校は、これまで就職浪人を出さないきめ細かな進路指導を通して、生徒の進路希望がかなう高校としての特色を保ってまいりましたが、この厳しい状況下で町並びに町

教育委員会は就職活動に対し、どのような支援策を行っているか伺います。また、町立高校であり、農業と観光を学ぶ生徒にとって町内で就職するということが非常に重要なことと考えますが、町内の求人状況はどのように把握され、また開拓されているか併せてお伺いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 教育長。

○教育長（菊地 博君） おはようございます。それでは、ただいまの篠原議員のご質問に私のほうからまずお答えをいたします。

高校生の就職活動は、例年9月中旬から始まりますが、今年は新型コロナウイルスの影響で、今篠原議員が言われるとおり、10月16日からとなっております。求人情報については、7月1日から寄せられており、学校担当者からは昨年よりは少ない状況にあると聞いております。ニセコ高校は、小規模校として進路指導を個々の生徒に応じてしっかりと行われてきており、昨年は希望する全員が就職、進学を行っております。今年は、昨年に比べ厳しい状況であることに配慮しながら進路指導に取り組んでいるところです。学校のこれらの活動について教育委員会としても情報収集を行うなど、連携して取り組んでまいりたいと考えております。

町内事業者の求人状況につきましては、他の事業者と同様にハローワークのデータにより確認しているところです。昨年地元事業者の方も高校振興の一助にと地元事業者に対して高校への要望事項を調査するアンケートを実施していただくなど、学校と連携した取組を行っております。教育委員会としましても、折に触れ地元事業者の皆さんにニセコ高校生の採用についてお願いをしているところです。生徒の進路につきましては、それぞれの希望がかなえられるよう関係各所と連携して対応してまいりたいと考えております。どうぞよろしくお伺いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） おはようございます。本定例会どうぞ本日もよろしくお伺いをいたします。

それでは、ただいま篠原議員さんからご質問のありました件についてお答えを申し上げます。ただいま教育委員会教育長から答弁がありましたとおり、町としても教育委員会の取組を今後とも支援してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお伺いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 篠原正男君。

○1番（篠原正男君） 最初にお聞きしたいのが過去3年間のニセコ高校生の町内での就職といえますか、これは進路状況ということで示されたものですが、4社程度と伺っております。この中で、特に観光産業の中で重要なホテル等に勤務する方は含まれておりません。ニセコ高校の学科転換の理念と子どもたちの就職状況、いわゆる学校での指導状況というのがずれが生じているのではないかと、そのように感じざるを得ないのですが、その点についてはどのように考えられているか。

また、学びが生きる世界というものを、生きるというのはいわゆる生活として生きる、生涯生きていく、暮らしていくと、その中に生かされる学びというものが学校だけではなくて行政や地域が共に作り上げる作業というのが私はニセコ町のニセコ高校にとって大変重要な作業であろうというふうに考えております。特にニセコ町にとって一番大事なものは、この後のニセコ町をつくり上げる、もしくは進めていく人材を確保するということが一番重要なことではないかなというようなことから、いわゆるニセコ町にとっての人材確保の観点からの考え方についてももしあればお伺いをし

たいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 菊地教育長。

○教育長（菊地 博君） まず、私のほうからただいまの篠原議員の再質問にお答えをしたいと思  
います。

ニセコ高校につきましては、ご承知のとおり、農業と観光のハイブリット教育ということで、町  
の基幹作業に応じた教育を進めてまいりました。農業を通して命の学習、命を学ぶということと観  
光を通してホスピタリティーの心を養うという点では、私は非常にすばらしい教育をしているとい  
うふうに考えております。

そのような中で、ただいま篠原議員からもご指摘がありましたようにホテル産業への就職があまり  
見られないというお話でありました。過去3年間につきましては、確におっしゃるとおりであり  
ますが、その中で4年生に進級している子どもたちが平成30年度に1名、それから令和元年度に  
は2名ということで、来年度も実は4名の子どもたちが4年生に進級を考えているところです。4  
名のうち1名は農業の子になりますけれども、観光コースのこれらの子につきましては、やはり観  
光の勉強を通して将来はホテルに就きたいという希望を持っております。この子たちにつきましては  
、何とかその夢がかなうように教育委員会としても支援をしてまいりたいというふうに考えてい  
るところです。

また、これからのニセコ町にとっての人材確保という観点では、先ほども答弁で申し上げました  
が、地元事業者とのアンケートの中で地元事業者としてどのような人材を望むかという項目があり  
まして、それを高校の教育にも生かしてもらおうということで、そのアンケートの結果集約を通して  
高校の学びもより充実したものにつなげてまいりたいというふうに考えておりますし、地元事業者  
との連携を強めることで地元への就職も上向きになるのではないかなというふうに考えていると  
ころです。

私から以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 篠原議員さんからニセコのまちづくりを担う貴重な人材として高校の位置  
づけというようなお話だったというふうに私は思います。まさに議員おっしゃるとおりのことだ  
というふうに思います。ただ、現在ニセコ高校を見てもみますと、地元のいろんなSDGsをはじめ、  
まちづくりの教育も相当先生方ご苦労されてやられていて、ニセコ高校生がSDGsで来られた他  
の高校生や社会人の案内を地域でして、ニセコのまちづくりってこういうふうになっていますとい  
うような説明をされるようなことまで現在行っていただいております、大変町としても感謝をし  
ているところであります。高校生自らが自分の人生を考え、そういった選択の中で生きていく、人  
間の尊厳といいますか、基本的人権といいますか、そういった皆さんが自ら考え行動するというの  
が私たちが求める高校人材かというふうに思っております、現在のニセコ高校においてはこれま  
で就職希望の方は100%就職されているということでもありますので、町としてもまたできる点があ  
れば、そういった生徒の自由意思というのを尊重しつつ、教育委員会等の提案があれば対応してま  
いりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） 篠原議員。

○1番（篠原正男君） それぞれきめ細かな対応をしているというようなことでございますが、最後に町長がおっしゃった自ら考えるというあたりの点なのですが、考えるためには多くの情報というものがようになってくるだろうと。その情報も自ら取得せよというのではなく、やはり高校生でありますから、企業と高校生をマッチングするような情報提供というのは行政でなければならないものもあるだろうというふうに考えます。特にニセコ町内の企業としてのその教育委員会が行うアンケートの結びつきだけではなくて、よりきめ細かな対応というのが必要になってくるのだろうというふうに思いますし、またそれを取らなければいけないだろうというふうに思います。何よりも高校生が自ら希望する進路を100%かなえると。自らかなえる、もしくは学校の力、地域の力でかなえるということが私は大事だというふうに思いますし、単なる数字が100%であればいいというような問題でもないというふうに考えます。このような観点から、町としてさらにきめ細かな情報提供、さらには町内企業との連携を深めていく考えはあるかどうか再度お伺いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 議員おっしゃるとおり、私も全く同じような意見ではありますが、ご承知のとおり、町長というのは教育の経営やその内容に直接的に関与し、指示命令権というのはないというのをご承知のことだと思います。教育委員会の意向等も十分伺いながら、町としてできることがあればしっかり担っていきたい、このように考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） 菊地教育長。

○教育長（菊地 博君） 私からも改めてお答えしたいと思いますが、篠原議員おっしゃるとおり、単なる就職の数字を上げるだけではなくて、高校生個々の子どもたちが希望する進路をかなえると、これは本当にそのとおりであります。そういう意味で、先ほどアンケートのことを申しましたが、アンケートの項目の中にニセコ高校から地元企業への就職をかなえるとすれば、どのような道筋が考えられるかというあたりがありまして、そのために企業からはインターンシップを活用すること、それから学校への出張講習や懇談会を開催することも可能であるというようなご返事をいただいております。その辺を教育委員会としても学校と企業とを結びつける一つの手だてとして今後取り組んでまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 次の質問をお願いします。

○1番（篠原正男君） それでは、2問目に入ります。進学等々に関する財政支援についてであります。令和3年春に卒業する中学生や高校生の進路に関し、新型コロナウイルスの影響で家庭的に厳しく、進学に関し進路の変更を余儀なくされる生徒がいるのではないかと危惧されております。町内の子どもたちが自らの進路を家庭の経済的影響で断念することがないように新型コロナ対策の一環として何らかの手だてを講ずるべきと考えますが、町長の所見をお伺いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの篠原議員のご質問にお答えいたします。

高校や大学など様々な学校への進学につきましては、各種の制度が整備されております。高校の進学につきましては、高等学校等就学支援金により授業料が、高校生等奨学給付金により授業料以

外の教育費が国費により支援されております。大学などの高等教育の就学につきましては、令和2年4月より新制度が実施されておまして、住民税非課税世帯では国公立大学の場合、入学金が約28万円、授業料が約54万円、私立大学におきましては入学金が約26万円、授業料が約70万円を上限として減免が受けられます。また、非課税世帯に準ずる世帯の学生もその内容に応じて授業料の減額の適用を受けることができることとなっております。また、日本学生支援機構が実施している給付型奨学金制度についても制度の拡充が図られております。これにつきまして人数制限は設けられておらず、所得要件のほか、成績だけではなく学ぶ意欲がある学生を対象に給付がされております。こちらは、国公立大学の場合年額約80万円、私立大学の場合は年額約91万円となっております。このほかにも貸与型の奨学金制度がありますが、以前から利用されているものですので、貸与型については説明を割愛させていただきます。このほか貸付け型につきましては、社会福祉協議会において無利子貸与型の教育支援資金の貸付けが行われております。授業料などとして高校では月額上限3万5,000円、大学では月額上限6万5,000円の貸付けが受けられます。また、入学金も50万円を上限として貸付けを受けることができます。さらに、新型コロナウイルスの拡大に伴う緊急融資措置として、議会での予算議決をいただきました町の北海道労働金庫預託貸付け制度の拡大に伴い、奨学金枠の貸付けを行っております。拡大を行っております。教育資金として、一般の方は10万円から200万円まで、労働金庫加入勤労者におきましては上限300万円まで教育資金の借入れが可能となっております。対象者におきましては、これらの諸制度を活用いただき、進学等の検討を進めていただければと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） 篠原正男君。

○1番（篠原正男君） ただいまの答弁では、既存の制度を活用してというような答弁内容かというふうに思います。確かに町長のおっしゃるとおり、様々な手当を講ずるといことが大事だというふうに考えますが、それらの枠に全てはまるということでは私はないというふうに思います。どうしてもボーダーラインというのは生まれてくるので、そこら辺りをどうするかという考え方は私は大事だろうというふうに思っております。その点を含めて再度お伺いいたしますが、ニセコ町の先ほど申し上げました人材を確保するというような観点からの支援策も私は必要ではないかというふうに考えますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 実は、今から7年ほど前でしょうか、奨学金制度の拡充必要ではないかということで、管内にも一部ありますし、日本国内では自治体が奨学金制度をつくっているところ、独自制度ってあるわけでありまして。それで、いろんな情報を調査して、そういったニセコ町独自のものということでいろんな関係機関等の意見を聞いた中では、現在ある奨学金でその当時はいいのではないかということで、当時北海信金さん、それから北洋銀行さんにもそういった打診させていただきましたが、教育委員会等の協議の中でも新たなものはさほど需要として要望はないというようなご意見も多く、断念したところであります。今議員おっしゃったとおり、コロナ等の状況で、さらにそういう本当に困っているということがあれば支援必要でないかということでありますので、議員のご意見も踏まえて具体的な制度設計等があれば検討してまいりたいというふうに考えて

おりますが、現在まで私どものところにそういった状況としての新たな奨学金制度という要望は来ていないというのが実態であります。現状等あれば、ぜひ情報をいただければ大変ありがたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 篠原正男君。

○1番（篠原正男君） もう一点お伺いします。前後いたしますが、先ほど説明いただきました奨学金等に関わる、もしくは入学等に関わる減免制度、もしくは奨学金制度、給付制度というものに関しまして、恐らくそれぞれの学校においては把握されていると思いますが、保護者である親御さんたちがどのように把握されているかというような、いわゆるきめ細かな情報提供がどのようにされているのかという点についてお伺いをしたいというふうに思いますが、7年前の検討ということで、7年前の状況と今の状況というのは、町長もご承知のとおり、状況的にはもう大きく変わっているのではないかとこのように考えます。そうした中で、具体的求めがないから対応については今していないのだということではなくて、せめて検討の素材に上げるなど、内部で何ができなく、何ができるのかというあたりの検討も私は当然すべきであろうというふうに考えますが、この2点について再度お伺いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 国の制度の拡充等も進んでおりますが、地域の実態で具体的にそのご家庭の方が今こんなことで苦しんでいるという調査はしているわけではございません。教育の現場においては、教育委員会が実態上現場で進めておりますので、教育委員さんをはじめとした教育委員会の意見を聞いて検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

（何事か声あり）

制度の周知につきましては、教育委員会の担当課長のほうからお答えさせていただきます。

○議長（猪狩一郎君） 前原学校教育課長。

○学校教育課長（前原功治君） ただいまのご質問お答え申し上げます。

制度等につきましては、これらのエントリーは必ず学校経由で行うことになっておりますので、学校の進路指導等の中でこれらの情報についてはご家庭と相談する中でご説明を申し上げているというやり方をさせていただいております。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 次に、木下裕三君。

○2番（木下裕三君） 通告に従いまして、1件質問いたします。

昨年から実施された消費税増税に伴うキャッシュレス決済の還元が今年6月末で終了しました。そして、今月からはマイナンバーカードの申請を促すために上限5,000円がキャッシュレス決済で付与されるマイナポイント事業というものが本格スタートして、ニセコ町からもタウンプラスで何度もお知らせが届いております。このキャッシュレス決済に関しては、とりわけ今回の新型コロナウイルス感染症の拡大によって非接触が可能となるこのキャッシュレス化というのがさらに注目を浴びて加速化し、今後ますますこのキャッシュレスの社会というものが進んでいくと思われませんが、

このことについてまず以下2点を伺います。

前回のキャッシュレス消費者還元事業におけるニセコ町内の事業者の登録件数は最終的に何件だったか。

今回のマイナポイント事業によってマイナンバーカードの申請に影響があったか。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） それでは、ただいまの木下議員のご質問にお答えいたします。

日本におけるキャッシュレス化進捗につきましては、世界的に見ても非常に低い推移となっております。これは、昨年9月定例会での木下議員の一般質問での答弁のとおりでございます。

1つ目のご質問ですが、本年6月30日で終了しましたキャッシュレス消費者還元事業におけるニセコ町での最終登録事業者の数は、合計で161件となっております。この161件の内訳につきましては、小売業47件、飲食店36件、その他サービス業56件、通信販売13件、移動販売等9件となっております。

次に、マイナポイント事業によるマイナンバーカード申請への影響についてですが、役場からの交付につきましては、今年1月までは毎月1桁の交付枚数で推移しておりまして、毎月多少の増減があります。現在は、こういったマイナポイントの影響もあると思いますが、増加傾向にあり、多少の影響が出ているものというように考えております。よろしく願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 木下裕三君。

○2番（木下裕三君） 還元事業の登録事業者数、昨年9月のときの一般質問時には36件だったのが161件ということで、非常に増えたなど、非常に影響があったのだというふうなことが分かります。また、現在マイナポイント途中というのもありますけれども、影響は受けているだろうと。結果的にはポイント還元事業も今回のマイナポイント事業もそれぞれ目的は違うけれども、町内においては一定の効果があつた、もしくはこれからもあるだろうというふうに考えております。

経済産業省のほうで今年6月に行いました先ほどのポイント還元のほう、これの全国調査によりますと、キャッシュレスを利用している消費者のうち、どの年代でも8割前後は今回の還元事業終了後もキャッシュレスを利用したいというふうに回答しております。また、還元事業開始後なのですが、どの世代においても6割以上が週1回以上利用、その頻度が増えたというふうになっております。特に著しく増えているのがQRコードやバーコード決済、いわゆるモバイルを使った決済、それが著しく増えているというふうな結果が出ております。また、店舗側のアンケートによりますと、全体では27%から36%にキャッシュレスの導入率が要は実績9%増えていると。特に町村部においては、今まで23%程度だったのが約40%、17%町村部では増えて、著しく増えているという結果が出ております。参加店舗の約40%は売上げに効果があつて、38%は顧客獲得にまたさらに効果があつたと。また、売上げに占めるキャッシュレス決済の比率というのは、今まで平均26%だったものが33%と約1.5倍に上昇しております。このキャッシュレスは、いろいろな社会的な状況も踏まえて非常に加速度的に増えてきていると、キャッシュレス化が進んできているということだと思います。

では、これを観光面でちょっと考えてみますと、観光で地域を訪れる都市部からの比率というのは非常に圧倒的に多いわけなのですが、これも前回も申し上げましたが、さらにそのときよりも増

えているはずですが、都市部ではほぼ日常的に一般的な人がキャッシュレスに対応しております。今後の観光を産業とする地域というのは、もはや必須条件だろうなど。特に宿泊ですとか体験などの観光事業者や飲食店、小売店などは、直接的に影響を受けるだろうと。利便性の向上による消費額や購入単価が上がるといった、そういった経済的な面というものもこのキャッシュレスというものはあるのですが、それ以外にも今回の新型コロナウイルス感染症に対応したガイドラインで外食産業ですとか旅行業とか、このガイドラインの中でも推奨だとか促進をしております。以前であればインバウンドに対するこの傾向というものは、このキャッシュレスというものは強かったのですが、今国内マーケットに対しても非常に重要な位置づけになっております。光回線によるブロードバンド化ですとかWi-Fiというものはもう既に今は当然のインフラでして、今後はこのキャッシュレス化がいち早く進んだ地域というものは特に観光客の獲得ですとか満足度向上の面で大きなアドバンテージを得ていくだろうということは想像できます。実感としてニセコ町は、キャッシュレス化は僕は比較的進んでいるほうだなと。特に観光客が利用する面のところでは、事業者さんのところとか進んでいるなという実感はあるのですけれども、さらに今後のアフターコロナも含めて、選ばれる地域としていろんな決済にも対応できる、導入していないところはもちろん導入で、決済の種類に関してもいろんな決済ができるような、そういうふうにするべきなのではないかなというふうに考えております。

そのためにも、今商工会のほうでも綺羅カード会の会員に向けてのアンケートもしたようなのですけれども、それだけではなくて、関連する事業者さん向けへの全町的な実態調査というのを行う必要があるのではないかなと。その調査を行った上で現状分析把握した上で、観光協会ですとか商工会とかとも連携しながら、うまく国の事業も利用して、町独自の施策を実施して導入ですとか、あるいは利用促進を図るべきではないかなというふうに考えております。この件についてお伺いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福村一広君） それでは、木下議員の再質問についてお答えしたいと思います。

実態は木下議員がおっしゃられたとおりでございます。キャッシュレス化についてはここ数年のいろんな施策によってさらに進んできているという認識でおります。ニセコ町では、独自のキャッシュレス化の調査については実施していませんので、今後必要に応じて調査については検討していきたいと思っております。ただ、今現状分かっている範疇で、パーセンテージ的には正確な数字ではないのですが、大体ニセコ町でのキャッシュレス決済を使える店の比率は38.5%程度というふうに認識しております。ただ、事業者の中においては、それを公表していないところも実際ありますので、実質的には4割以上の事業者で決済が可能ではないかというふうには認識しているところです。

ニセコ町としても今後新型コロナウイルス感染拡大の状況において、非接触型の決済制度を導入していくというのは非常に有効ではないかというふうには認識はしておりますけれども、先般実はドコモ口座の問題等のセキュリティーの問題で、引き続きまたゆうちょ銀行の振替のセキュリティーの問題も発覚しております。セキュリティー面ではやはりもう少し熟度を上げないと、この部

分については利用者側の不安の払拭には至らないのではないかという認識も持っておりますので、この辺はセキュリティのシステム改修など、セキュリティ面での強化というのが非常に重要だという認識を持っておりますので、その辺も見極めつつ、町としてキャッシュレス化に向けての取組については検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 木下議員おっしゃるとおり、キャッシュレス化というのはもう当たり前の社会になってきて、特に今回は非接触社会をどうやってつくっていくかということになりますので、町としても今回綺羅カード会につきましては現金的なものも多くあったのですが、それはキャッシュレスも町から応援させていただいて、できるだけそういう意識転換を図っていただきたいということで、今回そういった手数料も議会のご議決をいただきまして応援をして、ニセコ町内当たり前にもうキャッシュレスなのだという形をできるだけ取っていききたいということでありまして、行政としても行政自体のキャッシュレス化も含めて推進してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 次に、小松弘幸君。

○7番（小松弘幸君） 7番、小松です。それでは、通告に従いまして、一般質問させていただきます。

町内におけるカラスの生息状況についてご質問します。これまで当町では、鳥獣被害防止対策として、平成23年にニセコ町鳥獣被害防止計画、平成25年から狩猟免許、わなの取得に要する経費の補助を開始し、同年、町の有志により猟友会が設立されております。平成26年には町有害鳥獣対策協議会、平成27年には鳥獣被害防止対策支援事業補助要綱を制定し、有害鳥獣への対応を強化されているところでありますが、平成23年頃よりもカラスの増加傾向が見受けられます。ここで一つ対策を講じなければ、将来さらに増えると予想されますが、町としてこれについてどう考えているのか。また、現在のニセコ町鳥獣被害防止計画では、対象鳥獣、計画期間、対象地域、被害の現状と傾向、捕獲計画等がどのように示されているのかお伺いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの小松議員のご質問にお答えいたします。

ニセコ町の鳥獣被害につきましては、近年異常気象や生態系の変化もあり、在来種だけではなく、外来種や近隣に生息していなかった野生動物が増加し、それに伴い農作物への被害も波はありますが、年々増加している状況でございます。このことから、ご質問の中にもありましたとおり、本町におきましては平成23年度より本町の被害防止対策を総合的かつ効果的に実施するため、鳥獣による農林業等の被害を防止するためのニセコ町鳥獣被害防止計画を策定し、平成25年度に有志による猟友会の設立、26年度には有害鳥獣対策協議会の設立、翌年27年度におきましては鳥獣被害防止対策支援事業を立ち上げ、猟友会と行政が連携した取組を構築しながら、農業者の皆様と協力して、徐々にではありますが、農業被害、野生鳥獣被害防止への対応を強化している状況でございます。

1点目のカラスの対策につきましては、生息数の把握はしておりませんが、ここ数年同程度の農

業被害報告に大きな変動というものが無いものですから、カラスの生息数にも変化はないものと考えております。しかしながら、被害が拡大しないよう今後とも銃器による個体の駆除や巣の破壊などを随時実施し、被害抑制に努めてまいりたいと考えております。

2点目の新たな鳥獣被害防止計画につきましては、令和2年、本年から令和4年の3か年計画としており、ニセコ町内全域を対象としてカラス類、キツネ、タヌキ、エゾシカ、アライグマ、ヒグマを被害防止対象鳥獣としております。農業被害につきましては、資材だけでなく農作物全般において食害等の被害を受けておりますが、特にスイートコーンはヒグマ以外の対象鳥獣からの被害を受けております。また、被害面積は、アライグマ、エゾシカ、カラス類、キツネ、タヌキの順で農業被害が発生している状況であり、近年は特にアライグマやエゾシカの被害が拡大しているというような状況でございます。

捕獲体制としましては、一般財団法人北海道猟友会倶知安支部ニセコ部会と有害鳥獣駆除委託契約を結び、箱わな、くくりわな、銃器等を使った駆除や追い払い、わなの設置指導、パトロールなどを実施していただいております。

捕獲計画は、今回の計画より頭羽数を明記するという事になったことから、昨年捕獲実績を参考に頭羽数を明記し、本年度の目標としては30羽を目標としているところであります。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） 小松弘幸君。

○7番（小松弘幸君） この防止計画ですが、町のホームページを開くと誰もが検索できるようにしていただきたいと思っております。

さて、対象鳥獣のカラスについて触れますが、ニセコ町内でよく見かけるカラスにはハシブトガラスとハシボソガラスの2種類がいます。春になると繁殖期を迎え、4月上旬から4月下旬頃にかけて巣を作り、ひなの巣立つ時期にそれぞれ神経質になり、巣の近くを通るとひなを守ろうとする習慣から威嚇します。後方から低空で飛んできて、頭の付近をかすめて飛んだり、足で後頭部を蹴っていくこともあります。これには参ってしまいますが、それより農作物、促成栽培シートをめくったり、新芽をつまみ出すなどの被害も出ております。また、市街地では、夕方になると空一面に鳴きながら集団旋回する様子やニセコ大橋や建物の屋上、あるいは電線にカラスが群れになって集まっているのを見かけます。カラスからのふんが建物や公道、そして歩道を汚損し、乾燥後に舞い上がるなど、ふん害は大規模かつ日々繰り返されています。公衆衛生上苦慮しているのが実情です。確かにカラスも鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律が適用される動物ですが、被害がある以上被害防止管理を目的として、ニセコ町が猟友会倶知安支部ニセコ部会の協力により、さらに有害鳥獣捕獲駆除を実施できないかお伺いします。

○議長（猪狩一郎君） 中川課長。

○農政課長（中川博視君） 小松議員のご質問にお答えいたします。

カラスの駆除方法としまして、一般的ではありますが、先ほどの計画にも載せさせていただいている銃器での駆除、あと箱わなを使った捕獲方法などがあります。今回の防止計画においては、カラスに関しては銃器による駆除及び追い払いという形を実施するという事としております。

過去には試験的にわなでの捕獲を実施したことがありましたが、現在は積極的なわなを使った捕獲等の計画は立ててございません。今は農業被害の連絡があつて、銃器が利用できる場合については駆除、巣の破壊等を猟友会にお願いして行っているところでございます。しかしながら、市街地においては銃器を使用した駆除が実質不可能なことから、個々の施設を管理されている方等によって手段を講じていただくしかない状態でございます。

また、近年アライグマ、鹿等の出没の増加によって猟友会に参加していただいている方々の出動回数が増加していきまして、会の負担が大きくなってきていることを考えると、これ以上の活動をお願いするのがなかなか言いづらいというのも現状でございます。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 小松弘幸君。

○7番（小松弘幸君） 現在は銃と追い払いということなのですが、カラスの捕獲にはやはり銃や箱わなの導入、設置が必要だと思います。箱わなの設置となると、設置場所の検討と捕獲したカラスの処理方法、そして箱わな見回り等が発生します。これにより猟友会の捕獲経費としての報酬を予算化しなければいけないと思いますが、これについてお聞きしたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 中川課長。

○農政課長（中川博視君） 小松議員のご質問にお答えします。

猟友会の契約に関しまして、銃器での駆除、巣の破壊等の作業については現状の委託契約の内容にも含んでおきまして、算定しております。先ほど出たわなを使った捕獲に関しては、カラスを対象に生態を利用したおとりを使った駆除方法というのがございます。この方法は、過去にニセコ町でも試験的に実施しておりました。設置場所が旧じんかい処理場で行っていましたが、カラスの処理、わなの清掃、おとりの入手、わな内のおとりの世話などいろいろあつて、捕獲頭数の実績よりも諸問題のほうが多かったことにより、継続的な実施には至らなかったということのようです。もし今後同様のことを実施するとした場合に関しましては、猟友会との協議、了承はもとより、設置箇所を選定をはじめとして設置箇所の周辺住民への説明、了承、わなの管理、清掃、おとりの管理、捕獲鳥獣の処理方法など、多くの問題を解決させる必要が出てくると思っております。全ての問題が解決できたときにはわなの購入、設置費用、撤去費用、猟友会の作業費用については、原課において町予算に要望する形になりますので、もしその場合に関しましてはご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 林副町長。

○副町長（林 知己君） 私からも1点回答させていただきます。

カラスの被害対策につきましては、実は私も以前その対応というか、担当しておりました。被害の多い場所に様々な対策を打ってきておりました。ただ、一時的な効果はあるものの、やっぱりまたカラスは移動してしまつて、また別のところの対策、別のところの対策と、なかなかその辺苦慮してきたというのが実態でございます。今のカラスの駆除に対しては、個人的な町民の皆さんも含めて、いろんな各社から対策グッズというか、用品も出ておきまして、それらもいろんなものを買

って対応してきましたが、一般的にいわれるたちごっこという状況が続いてきているような状況でございます。そんな状況はこれからも対策を打っても続いていくのかなというふうには思いますけれども、ただやっぱり黙って見ているわけにはいかないので、まずカラスの餌となるような人が出すごみ、その処理はしっかりきちっと対応しながらも、その状況にあった対策はしていかなければならないかなというふうに思っております。

また、猟友会のほうとお話合いです中で、皆さんのカラス駆除に対するご意見も聞きながら、まだ有効な手段があるのであればその対策も含めて検討して、必要であれば予算を見るとか、そういう状況をつくっていただければいいかなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（猪狩一郎君） この際、議事の都合により午前11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時03分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

齊藤うめ子君。

○5番（齊藤うめ子君） おはようございます。5番、齊藤うめ子です。通告に従いまして、5件一般質問をさせていただきます。

1件目、ニセコ町の202030の達成度について町長に伺います。政府は、2003年、平成15年6月20日、社会のあらゆる分野において2020年までに指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度になるよう期待するとの目標を掲げ、取組を進めてきました。2020年は、あと残すところ3か月半になりましたが、ニセコ町としてこの202030の目標にどれだけ達成できたか町長に伺います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 齊藤議員のご質問にお答え申し上げます。

議員ご指摘の202030の目標とは、2020年までに社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度にするという目標でございます。指導的地位とは、議会議員、法人団体等における課長相当職以上の者、専門的、技術的な職業のうち特に専門性が高い職業に従事する者とされておりまして、ニセコ町役場としては女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画により、女性の活躍の推進目標を掲げて実施しているところでございます。その中で、管理的地位に関する女性の割合を令和2年度までに15%以上とするという目標を掲げております。今年の4月1日時点の女性の課長職の登用人数は、条例定数内では3名で、率としては15.8%となっているというような状況でございます。

○議長（猪狩一郎君） 齊藤議員。

○5番（齊藤うめ子君） 町長、ただいま町の目標として15%で、課長職3名のことしかお話しされませんでしたけれども、このたびの自民党総裁選にしても、新党合流の代表選にしてもこの日本では女性の候補者はおりませんでした。そして、2015年、世界目標はもう既に203050、2030年まで

に50%の女性が指導的立場に達するということを掲げております。

町長もよく御存じだと思いますけれども、ニセコ町にはまちづくり基本条例があります。これは、審議会の参加及び構成に関する条例ですけれども、その中で第31条の審議会等の参加及び構成の第2項には、委員の構成に当たっては一方の性に偏らないよう配慮するものとするとなっております。そうしますと、まだまだ一方の性に偏っているのが現状のように思います。

今年の総務常任委員会所管事務調査で、女性のいない委員会、審議会等のこういう資料を頂きました。そうしましたら、ここの中で女性がゼロというのが10項目ありまして、市町村防災会議、それから民生委員推薦会、市町村都市計画審議会、市町村国民健康協議会、表彰審議委員会、特別職等報酬審議会、それから水資源保全審議会、選挙管理委員会、監査委員会、行政相談委員、これは女性はゼロになっています。現在特殊な技術を持った、技術というか、資格を持ったものもあるので、これを全部女性の割合をゼロからなくすることは難しいこともあるかもしれませんが、それにしても前回2014年3月に私は202030について町長に質問しました。そのときに町長ほかの今おっしゃったこれ以外にも審議会、委員会たくさんあるかと思うのですけれども、そのときから比較して、現状あれから6年たつかと思うのですけれども、割合が少し向上したのか、しなかったのか、その辺のところもぜひ伺いたいと思っております。

私は、なぜニセコ町には議員をもとよりですけれども、指導的地位に女性が占める割合がこんなに少ないのかというふうに思っているのですけれども、これだけグローバル化が進み、移住者も多く、外国人が300人近くもいるニセコ町です。世界のニセコと称されています。女性の指導的地位に占める割合は、民主主義の熟度をはかるバロメーターと言われております。あと残された3か月半の間にどれだけ30%に近づけるか。町長、頑張ってみる気概はありませんか。

○議長（猪狩一郎君） 柏木参事。

○企画環境課参事（柏木邦子君） ただいまの斉藤議員のご質問のうち、2014年に比較して現在の状況がどうなっているかという部分についてお答えをさせていただきたいと思っております。

2014年の数値については、申し訳ございません。ただいま持ち合わせてはいないのですけれども、令和2年4月現在の状況についてご説明をしたいと思います。町の審議会ですとか委員会の委員、あるいは国が委嘱している委員のうち女性の占める割合ということでございますが、令和2年4月1日現在22.7%となっております。町としましては、先ほど議員のほうからもお話ありましたとおり、まちづくり基本条例の規定に基づいて、多様な意見を町の施策に反映させるための配慮ということで努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） まず、職員につきましては、職場で男女間による差別というのは一切やっておりますので、人事におきましても適材適所で進めているというふうに考えております。

また、各種委員の募集や公募等を行っておりますが、職員も全て男女の比率については配意しながら進めているところでありまして、応募状況にも当然よりますが、女性の比率が高い委員会等もありますし、そこは公平、公正に進めているところであります。できるだけ多くの皆さんにいろん

なまちづくりの会議等、委員等をお引き受けいただいて、参加いただけますようお願いをし続けてまいりたいと、このように考えているところであります

○議長（猪狩一郎君） 齊藤議員。

○5番（齊藤うめ子君） 実は、この202030についての質問はいろいろと考えました。と申しますのは、2014年、私が初めて3月議会において202030運動について質問をしました。しかし、この質問の後に女性の職員からこういう質問はしないほうがいいですよと注意されました。それは、私が質問する女性問題に関わる内容のものを全てを指しているようでした。以来そのことが頭から離れません。女性自らが女性の平等を否定する発言と思われるからです。それで、今回この202030についての質問をどうするか、やめるか悩みました。一種のトラウマになってしまっているところがありました。

それで、この202030について実は知り合いの東京の区議会議員、元区議会議員です、昨年度辞めましたので。全国の自治体議会にこの質問を呼びかけた議員さんなのですけれども、その議員さんに相談してみました。そうしましたら、こういうメールをいただきました。私が議員になった1999年、平成11年です。男女共同参画社会基本法が成立した年で、当時女性部長はたった1人、その方から私には女性問題のことを質問しないでください。私がそのような答えをすると、男性管理職は鵜の目鷹の目で見張っているのですと言われたそうです。そんな敵ばかりの職場でそつなく部長職を務めていくことに責任を感じていたのだと思います。後に続く女性たちのメンターにも心を砕いておられたようです。今は女性部長が5人となり、課長職も女性が増えて雰囲気は変わりました。その東京都の某区長は、大変人権派の方だそうです。女性の管理職について女性のなり手がいないのです、紹介してくださいというふうにその区長は答えられたそうなのですが、私のその友人の議員は、探す気がないからにすぎない、区長のやる気次第だと反論したそうです。こうした話は、実は私は近隣の自治体の職員の方から、議員さんからもそういうお話は聞いております。これを読んで、男性社会の中で女性職員がいかにも男性に気を遣って心を砕き、しなくてもよいハラスメントやいじめにまで一部加担しなければならないのかという思いがしてきました。しかしながら、ハラスメントや嫌がらせ、いじめというのは肯定することはできません。メールではこう書いてあります。女性が指導的立場になると、様々なプレッシャーがかかってくるのですが、その割合が女性の割合が30%を超えると、つまり30%が分岐点で、その30%を超えるとやっとな差別なく意見も言えるようになるというデータがあります。最後にそのメールの中でこう結んでいます。多様性のない男性ばかりの管理職では、ニセコ町の発展は期待できないという危機感を共有してほしいものだとありますけれども、この話を聞かれて、町長はニセコ町の現状をどのように考えておられるのか伺いたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 現在ニセコ町の役場職員全体の女性の比率が32.6%となっております、係長職においては24.4%が女性ということになっております。これまでも男女の差別というのはまちづくり基本条例上でもやってはいけないということになっておりまして、女性だから何かをするとか男性だからこうするというのは、私は大きな問題ではないかというふうに思っております。そ

ういった面では、公正、公平にそういった人事含めて取り組むべきものだと思っておりますし、各種委員会においても女性に入っていただくことについては最大限これまでも対応させていただいています。これ以上どうしたら具体的にそういったものが進むというふうに斉藤議員考えているのであれば、何か具体的なものを提案いただければありがたいと思っております。私は、忝意性を持って女性だから何かをする、男性だから何かをするという、そういった差別的なものについては対応したくない。あくまでも基本的人権であるとか人間の尊厳というのを大事にしてまちづくりを進めていきたいと、こんなふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○5番（斉藤うめ子君） 一言、すみません、ちょっと付け加えさせて、私が202030のような質問をしないほうがよいというふうに申し上げたのは、女性職員はこの事務局長ではありませんので、一言誤解なきよう申し添えておきますので、よろしく願いします。

○議長（猪狩一郎君） 次の質問をお願いします。

○5番（斉藤うめ子君） 2件目の質問に参ります。ニセコ町の健康診査受診率と健診負担金について町長に伺います。

ニセコ町が毎年行っている各種健康診査の受診率と健診負担金について伺います。健康診査は、健康な生活を維持するために病気の早期発見、早期治療に欠かせない健診です。過去5年間の受診率の推移について伺います。

また、こうした制度があるにもかかわらず、様々な理由で受診できない町民の方々も少なからずおりますが、その主な理由は何と思われませんか。受診率向上のために健診負担金の問題も含め、今後の施策について町長の見解を伺います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） それでは、斉藤議員のご質問にお答えいたします。

初めに、各種の受診できない方の理由につきましては、ご本人に治療中の疾病があるほか、それぞれの方が置かれている生活状況など様々な理由があると考えられますが、町としては引き続き受診率の向上に努めてまいりたいと考えております。

なお、今年度から特定健診につきましては、対象者への受診勧奨はがきを送付する取組を新たに始めております。また、大腸がん、乳がん、子宮がん検診につきましては、引き続き節目の年齢の方に無料クーポン券を送付させていただいております。検診に係る個人負担につきましては、おおむね医療保険の負担割合に合わせてご負担をいただいているところでございます。

また、検診事業に係る財源につきましては、がん検診に係る勧奨経費等について基準額の2分の1が国庫補助金の該当となり、今年度は7万1,000円の予算額を見込んでいるところでございます。

なお、過去5年間の各種検診の受診率につきましては、桜井保健福祉課長から答弁させていただきますので、よろしく願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） では、過去5年間の各種検診の受診率につきましてお知らせいたします。

特定健診については、平成27年度、24%、平成28年度、32.7%、平成29年度、28.4%、平成30年

度、26.9%、令和元年度、28.2%、大腸がん検診につきましては年度は27年度からになります、18.6%、次が13.2%、続いて11.5%、10.8%、令和元年度が12.1%、乳がん検診につきましてはこれも平成27年度から17.7%、17.4%、25.3%、31.8%、令和元年度が32.5%、子宮がん検診につきましては27年度が14.9%、14.2%、18.6%、15.6%、令和元年度が15.5%、肺がん検診につきましては平成27年度が11.6%、9.4%、10.8%、10.1%、令和元年度が10.5%、胃がん検診につきましては平成27年度が10.6%、16.3%、23%、16.7%、令和元年度が17%となっております。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 齊藤議員。

○5番（齊藤うめ子君） ここに今年度の各種健康診査の案内をお持ちしました。これを見ますと、非常に細かく実施日とか、それから集団検診になっているのがありますので、集団検診なので、実施日とか、それから検査項目、対象年齢、検診負担金、それからオプションの検査などが細かく年齢別とか書かれております。

それで、私はこれを読んで、確かに年齢的に40歳以下の方というのは、その検診の項目にもよるかとは思いますが、平均的に若い方たちは病気になる確率は高齢者に比べれば大分少なくなるかとは思いますが、この検査料が40代前後の方は例えば70歳以上の方に比べると倍以上になっています。逆に高齢者、70歳以上になると2.5分の1ぐらいの検査料になっています。それで、今年の予算のほうもちょっと見たのですけれども、ただいま桜井課長が受診率を詳しくパーセンテージを挙げてくださったのですけれども、これを見ますと各種健康診査というのは予算的には562万円で、今年の決算を見ていると大体そのくらいなのです。これを見ますと大体そのくらいです。それで、受診者の一部負担金というのは大体100万円ぐらいということなのですけれども、トータルで私はこれを見て何としても受診率をできれば50%にまで上げられたらいいなというふうに思っています。対象の検査によっては、30%を超えるというものもありましたけれども、平均するとやはりまだ20%台になりますでしょうか。私は、何度も申し上げますように町民の皆さんが健康診査を毎年度どうやったら受けやすく、受診率を上げられるか、健康な生活を維持していただけることではないかというふうに思っています。

それで、私事でなんですけれども、ここ数年気になりながら女性検診のほうを3年ぐらい、三、四年ですか、受けていないのですけれども、実施日とうまく合わないということがありまして受けておりません。そうしましたら、つい先日保健福祉課で対がん協会とかに個人でお電話したら、予約を取ると個人で行く分は受診できるというふうに聞いたのですけれども、どれだけの方がそれを御存じなのかというふうに、全部一生懸命読んだのですけれども、人数がまだ足りない場合は申出くださいということは書いてあったのですけれども、そういう例えば検診日に合わないときに直接対がん協会なり、健診センターに連絡をして、個人で予約をしていくということはどこにも載っていなかったように思うのですけれども、その周知というのはどのようになっているのかなというふうに思っております。

それで、結論から言いますと、もっと受診率を上げるには実施日とか、それから実施場所とか、それから検診負担金、これを受ける人の都合というのですか、合わせて自由に検診できるような方

向にならないかというふうに思っています。急に全部を変えるということは大変なことがあるかもしれませんが、段階的に変えていくということも検診率を上げることにつながるのではないかなというふうに思っています。

そして、先ほども申し上げましたけれども、この予算を見ていると、健診に使うお金は562万円、そのうちの100万円が受診者の負担。そして、若い方は高い、2倍以上の値段を払うのですけれども、私は若い方こそ働き盛りで、万が一病気にかかったときに大変なことだと思いますので、若いときから検診を受けるという習慣を身につけることも大事ではないかなと思っております。ですから、全てを一挙に変えるということは難しいことがあるかもしれませんが、町民の方に受診についてアンケートを取って、どうすれば受診しやすいのかということアンケートを取ってみるのも大事ではないかなと思います。そして、繰り返しますけれども、実施日とか、例えば私は溪仁会の病院に行っている、それから私は医大のどこかに行っているというところで、そこに行ったときに自由に診察して検診を受けるという方法も検討していただきたい。できるだけ早く検討していただけないかなというふうに思っています。仮にこの検診料が町の負担が増えたとしても、これによって早期に病気が発見できた、そして早期治療につながるとしたら医療費の大きな軽減になるのではないかなというふうに思っています。医療費のことよりも、そういう方が早く病気を克服できるということが一番大事ではないかと思えます。ですから、またお金がかかってくるかもしれませんが、そのバランスというのですか、その辺のところもちょっと検討というか、調べていただいて、町民が全て1年あるいは2年置きに、検査項目によりますけれども、受診できるようなシステムをつくっていくことが私はこの町の町民の方たちの健康をこれからもますます大事にするために必要ではないかというふうに思っています。

その自治体、自治体で違うと思うのです。例えばピロリ菌の話なのですけれども、ピロリ菌に関して室蘭とか盛んにやっているところは、もう自由にどこの病院に行ってもいいとか、そういうことをやっているところもあります。それから、自治体もかなり補助金を出して、無料のところもありますし、そういうところもありますので、それをぜひ検討をしていただきたいと思うのですが、町長、いかがでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） 幾つかご質問あったかと思うのですけれども、まず負担金につきましては、先ほど町長からも答弁あったとおり、医療保険の割合、一般につきましては3割、それから70歳以上の高齢者につきましては1割負担、これを基軸として負担金の積算をしているところでございます。

それと、個人で検診の予約ができるかというところですが、これは全くできることとなっております、そもそも健康に気になることがあれば病院の受診をしてほしいなというふうに思っているところでございます。

あと、実施日を増やしてほしいということなのですけれども、これにつきましては検診を行える病院あるいは期間において上限といいますか、枠がありますので、その範囲内でできる限りニセコ町で実施できるような取組をしているところでございます。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 質問の中で負担金のことを言われて、基本的には無料がいいという趣旨かなというふうに思いましたが、町全体もちろん医療費を無料化して、子どもだけでなく大人の医療費を無料化に踏み切っている自治体もないわけではありませんが、財政負担や総合的なことも判断しながら検討していかなければならないことだというふうに思っております。

ただ、受診率を上げたいというのは我々もいろんな思いありまして、それで受診勧奨はがきを出させていただいたり、様々な取組を現在行っているところであります。引き続き受診勧奨に向けては、皆さんにお願いをし、できるだけ情報を広く行き渡るように努めてまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） よろしいですね。

○5番（斉藤うめ子君） もう一つ、私聞き逃したのかどうか分からないのですが、受診率がこういう状態にあるのは、原因ちょっともう一回、一番大きな原因というのはどういうふうに町長捉えているわけですか。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 自分は大丈夫だという方が多いような気がしております。斉藤議員さんも今なかなか受けていないというふうにおっしゃいましたけれども、何か受けないそれなりの理由が、優先順位が低いというふうに思われているのではないかと思いますので、やっぱり早期発見、早期治療が大事だという啓発を我々もしっかり進めてまいりたいなと思っております。

あと、先ほど言われましたその日に受けれないときに別な病院に自ら行くということにつきましても、そういうことが知らないという方がおられる場合もあるのではないかとということなので、その辺も周知方図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 次の質問をお願いします。

○5番（斉藤うめ子君） 3件目に参ります。ニセコ高校の次年度生徒募集について伺います。

ニセコ高校の次年度生徒募集への進捗状況について教育長に伺います。今年度のニセコ高校への入学者数の減少は、急激な少子化現象もありますが、今後の高校存続への危機感を抱いている町民の方々も少なからずおります。2019年12月のニセコ高校未来とはの一般質問に対して、教育長は生徒たちに選ばれるニセコ高校を目指していきたいと答弁されましたが、生徒たちに選ばれるニセコ高校とはどのようなニセコ高校なのか、議論が必要だとしていますが、これまでもニセコ高校振興対策会議、教育委員会、高校との間でどのような議論がされてきたのか伺います。その結果を踏まえて、今年度の生徒募集への取組について教育長に伺います。

○議長（猪狩一郎君） 菊地教育長。

○教育長（菊地 博君） それでは、ただいまの斉藤議員のご質問にお答えいたします。

ニセコ高校振興対策会議は、平成26年、27年の2か年にわたり開催し、ニセコ高校を発展的に存続させていくための諸課題を明らかにし、その対応策について取りまとめを行っております。課題は、生徒募集、ニセコ中学校との連携、接続、町民の理解、支援、産業人材の輩出、学校振興施策

の在り方の5項目に整理し、募集情報の告知方法や教育課程の工夫、ニセコ中学校が高校の発表会に参加したり、中学校の授業を高校生が支援したりと、中学生の高校に対する理解が深まるよう配慮するなど課題解消に取り組んでまいりました。平成29年には教育委員会と学校との懇談会、今年の11月にはニセコ高校教職員と教育委員との懇談会を開催し、学校現場での考えをダイレクトに交換しております。その中では、英語教育の必要性、農業実習やプロジェクト活動が果たす役割の重要性などが改めて指摘され、令和4年に行われる教育課程の見直しに反映していくことを確認しております。

これらのことを踏まえ、来年の生徒募集につきましては、対応できていない課題を可能な限り解消し、しっかりと各中学校に対してニセコ高校の情報を伝えていくことを主な取組として実施しております。特に今年はコロナ禍という制限のある状況であるため、インターネットによる情報提供の拡充を図るためホームページのリニューアルを行い、見た目だけではなく、情報の充実に取り組んでおります。また、札幌市内の全中学校95校にはポスター等の資料を送付し、うち入学者の出身校である8校には校長が訪問して説明をしております。後志管内36校につきましても15日までに全ての訪問を終える予定になっております。出願については、これまでも道外からのニーズがあり、昨年までは道内への転居を条件としておりましたが、この条件を緩和し、目的意識を持った生徒の受験を促進したいと考え、調整を進めているところです。

様々な生徒のニーズに全て応えることは大変難しいことではありますが、やれることを積み上げていくことが生徒募集において大切なことと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 齊藤議員。

○5番（齊藤うめ子君） 教育長、生徒募集についていろいろと大変に努力されていることを今お話しされておりました。その中で、新しいポスター、それからパンフレット、パンフレットというのはこのことをおっしゃる。それから、ホームページのリニューアル、私もホームページを見ました。ちょっと一部間違っていたところありましたので、学校のほうにお知らせしましたけれども、それはそれとして、このパンフレット、これ学校のほうからも20部ほど頂きました。皆さんにぜひお知らせしてくださいということでしたので、20部ほど頂きました。町民の方にも何人かに差し上げたのですけれども、まず指摘されたことは、皆さん一生懸命頑張ってこのパンフレットを作られたかと思っておりますけれども、ここにはニセコ高校の学校が載っていないと指摘されました。これ載っていますか、学校の写真。それから、寮、希望ヶ丘寮というのはここに最後のところに希望ヶ丘寮の生徒たちがクリスマス会か何かで楽しんでいるのですけれども、こういう様子が写っていますけれども、希望ヶ丘寮、生徒たちが住む、町内ではなくてほかから来て寮生活をする生徒さんたちの寮がどんな寮かという、そういう写真というのが載っていないのです。それを指摘されました。私もやはり学校を選ぶときにどんな学校か、どんな様子の学校かというのは関心があるのではないかなというふうに思っています。いろいろと工夫されて、非常に明るくて、いいパンフレットを作られたかと思うのですけれども、そういうところが非常にちょっと残念な気がしております。これからまたパンフレットを作るといえることはないかと思うのですけれども、場合によってはそういうことも検討されてもいかかなと思っています。

それから、先日ちょっと教育委員会に傍聴をしたときに制服のモデルチェンジというお話がありました。そして、制服の無償提供をするというふうにおっしゃっていたと思いますけれども、私は見ておりませんが、こんな制服だということを皆さんに、教育委員関係の方にお見せしていたように思います。この制服の件なのですけれども、私は確かにかわいらしい制服に魅力を感じて、この学校を選ぼうかなという生徒もいないとは申し上げませんが、何よりも制服って何なのかなという、まず子どもたちが、生徒たちが何を望んでいるのかということのを学校で議論することが私は非常に大事ではないかと思っております。と申しますのは、これは1度ではないのですけれども、高校の生徒さんが制服で下校のときに非常に重い荷物を背負って、制服を着て重い荷物を背負って歩いている姿を見たときに、その荷物の重さで制服の形が崩れているのです。その姿を見たときに、これがもっと活動しやすい服装だったらどんなにか動きやすく、また荷物も担ぎやすかったのではないかなというふうに感じました。何よりもふだん子どもたちが学校でもどこでも活動しやすい服装というのは大事ではないかと思っております。ですから、まず制服とは何かということのを学校で、押しつけではなくて、そういう制服ありきという考え方から出発しているように思います。ですから、それを皆さんで生徒たちと制服って何ということを考えてみることも必要ではないかと思っております。学校ではジャージとかいろいろとあるのですけれども、私は全国の私服の公立高校、私立高校を調べてみました。かなりあるのです。ただ、全国的に見るとまだ10%ちょっとしかないのですけれども、これを見ていると北海道でもかなり札幌市ですと開成高校とか南高とか西高とか、小樽は潮陵とか、それから近郊では旭川もそうなのですけれども、滝川、これ公立です。公立高校、みんな制服がないのです。ずらっと並んでいました。あとはもうあまりたくさんなので、これをプリントはしませんでしたが、まず制服について子どもたちと議論することが大事ではないかなというふうに思っています。

それと、先ほどこのパンフレットのことでもう一つ申し上げるの忘れてしまいました。この中で私はとっても残念に思ったのは、ニセコというものの魅力です。自然、景観、四季折々の美しさとか、それからウィンタースポーツ、そういうものが学校以外の、学校生活ももちろん大事なのですけれども、ニセコ町というのはこんな魅力的なところなのだよということを、だからこんなところに住んでみたいなという子どもたち、そういう子どもたちにアピールすることは大事なのではないかなというふうに思いました。それから、尻別川という清流日本一に十数度も輝いた雄大な川もニセコ町には流れています。そしてまた、移住者もどんどん来ていますので、なぜ来ているのか、そういうところも盛り込んでいけたらもっと生徒さんには魅力に感じるのではないかなというふうに感じました。と申しますのは、私もインターネットで全国募集している小さな島とか、そういうところの学校のホームページを見たことがあるのですけれども、私が高校生だったらこんなところに行って、本当にもう一回学生に戻りたいなというようなところが何か所かありました。そういうことも私は非常に大事ではないかと思っております。それで、ここで発信されているのは、まだまだちょっともう少しニセコの魅力为全国に発信できたらなというふうに思っておりますけれども、これから生徒募集するに関して、教育長どのように思っていられるのか、ちょっとご意見をお聞きしたいなというふうに思っています。

○議長（猪狩一郎君） 前原学校教育課長。

○学校教育課長（前原功治君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、私のほうからは、ポスター、パンフレット、ホームページの関係についてご説明申し上げます。今回先ほど教育長のほうからもご説明ありましたとおり、コロナ禍の中ではなかなか情報伝達これまでのやり方ではできない。通常これまで学校ですと例えば説明会のようなもの、体験入学、それに重きを置いて、実際に施設を見ていただいたり、先生に知っていただいたりとかする中で理解を深めていくというところなのですが、今回はやはり接触することをなるべく避けなければいけないという中では、では情報どういふふうに伝えていくかと捉えたときに、情報をかかなり多く伝えられるのはホームページだろうというところで、ホームページの改修に取り組ませていただいたところでは。

今ご指摘あったパンフレット、これについてはページ数、結局情報を載せれるというのは印刷物については限られてしまいます。そういう中ではどうしても取捨選択をしなければいけないという中で、今回先ほど学校が写っていないというお話もありましたが、以前のパンフレット、学校と羊蹄山がどんどんと載っています。では、子どもたち今後進学をするその学校で自分たち生活をしていくという上において、それが一番なのだろうかというところも考えて、今回は違う戦略を取っていくというところで、こういう黄色いペーパーで、まずみんなにそこを見ていただいて、ホームページへつないでしっかり情報を得ていただくという戦略にしようということで今回はやらせていただいております。ですので、議員のほうでいろいろご指摘いただいたとおり、確かに情報が足りていないところは多々あるかと思えます。それを何とかホームページのほうで補っていかうというふうに今考えて説明させていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

寮についても載っていませんが、これもやはり情報量の部分というところありますので、この辺りは今後、今願書出願に向けて子どもたちがホームページで情報を得る中で見れるように拡張してまいりたいというふうにご考えております。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 教育長。

○教育長（菊地 博君） 私からも改めてお答えをいたしますが、今のご指摘にあったところ、ポスター、パンフレット、ホームページリニューアルしたことについて、パンフレットについては今課長が答弁したとおりですけれども、いろんなご指摘を受けながら、改善できるものは改善してまいりたい。特にホームページは今立ち上げたばかりですので、これからどんどんいろんな情報量がそこに含まれるよう、そしてニセコの魅力も含めてニセコ高校の魅力を発信できるように改善を図ってまいりたいというふうにご思います。

また、制服について子どもたちが議論すること大事というふうにご議員のご意見でしたけれども、制服に限らず、いろんな学校生活について子どもたちが議論するというのもこれからの学校の魅力化につながる貴重なものになるかなというふうにご思います。これまでも町のほうでの町民の方、職員の方のご協力を得て高校生といろんなディスカッションをしておりますけれども、そういうことも今後さらに充実してまいりたいなというふうにご思っているところです。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 斉藤さん。

○5番（斉藤うめ子君） もう一点聞きたいのですけれども、9月9日にニセコ高校全国募集がもう公開されたのですけれども、この中で身元引受人ですか、のことが今までは道内にどなたかいないかということがあったのですけれども、これは身元引受人というのはどういう内容か。これから今11月の会議で詳細を詰めていくというふうにあるのですけれども、その点について、どういう身元引受人を想定しているのかということをお聞きしたいなと思っています。一般的に言うホストファミリーでいいのか、どういう条件があるのか、そういう辺りもちょっとお聞きしたいなと思っています。

○議長（猪狩一郎君） 前原課長。

○学校教育課長（前原功治君） 全国からの出願を可能にということでございますけれども、現状では全国から出願されてくる方、道外から出願されてくる方については、道内に転居をお願いいたしますということで、保護者の方が道内に子どもと一緒に来ていただくということを条件とさせていただいております。今回道外からも今年度も問合せ等も受けている中で、やはりしっかりニセコ高校で目的を持って学びたいという子どもたちに対して、我々としてしっかりと受入れができないのかという中ではその敷居を少し下げられないのかということで、保護者の転居を求めるのではなくて、道内に滞在できる、その子を預かっていただける身元引受人のような方がいらっしゃればいいのではないかというような議論を今しているところです。昨今のコロナ禍も含めて急に学校がどうしても閉鎖される場合がありますので、そういう際に学校には残れないということがございます。そういうときに道内に滞在できる場所がなければ、飛行機で帰れということも不可能な場合もありますので、その辺を要件として入れることは最低限必要ではないのかということが今議論の最中のところでございます。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） この際、議事の都合により午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 0時56分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き一般質問を行います。

斉藤うめ子君。

○5番（斉藤うめ子君） 皆様、こんにちは。5番、斉藤うめ子です。午前中に引き続き一般質問を続けさせていただきます。

4件目、ニセコ町の公営塾について教育長に伺います。ニセコ町は、今年4月から公営塾を開設するとしてきました。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大のため延期されてきましたが、この7月から事業がスタートしているとのこと。そこで、この公営塾の位置づけと内容、方向性に

ついて教育長に伺います。

○議長（猪狩一郎君） 教育長。

○教育長（菊地 博君） それでは、ただいまの斉藤議員のご質問にお答えします。

ニセコ町教育委員会では、公営塾を学力増進型ではなく、ニセコ町内の小学校高学年、中学生及び高校生がふるさとニセコの多様な教育資源の中で集い、学び、遊びを通して、たくましく生きる心と体を育むための少年教育講座と位置づけ、新型コロナウイルス感染拡大による学校休業が解除されて以降、7月より準備が整った講座メニューから順次スタートいたしました。これまでに実施しました講座の内容では、自己研さん文化教養講座として7月に暮らしの中の自然を探そう、これはウォーキングをしたり、フィールドゲームを楽しむものであります。8月には生け花教室、日本の心に触れよう、学習サポート講座として8月に夏休み小さな学校、オンラインの学習体験とマグネット作りを行っております。以上の講座を開催しております。

また、連携する事業であるニセコチャレンジとして、6月6日にショートサイクリングと木工体験箸作り、7月18日には羊蹄山一周サイクリング、8月8日に羊蹄山登山を実施し、いずれも参加の児童生徒並びに保護者より高評価をいただいております。今後も児童生徒や家庭のニーズを的確に捉え、ニセコの子どもたちのふるさと発見、自分発見の後押しとなるような企画運営の充実に努めてまいりますので、ご理解をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 斉藤うめ子君。

○5番（斉藤うめ子君） 公営塾についてただいま教育長から説明がありましたけれども、3点ほどお聞きしたいと思います。

まず、公営塾の正式な名称は何でしょうか。「もっと知りたいことしの仕事」、それから教育委員会議、それを見ているとこどもふるさとみらい塾という名前がついています。それから、教育長の教育行政報告にはニセコみらいラボという名称がついていますけれども、名称は正式に決まったのでしょうか。どれが本当の名称なのでしょうか、どれでもいいのでしょうか、そこをお聞きしたいと思います。

それで、この1番目と関係しているのですけれども、公営塾ということで教育長が今本来の目的というような話をされたのですけれども、社会福祉協議会との関係、それからニセコチャレンジ、いろいろとあります。洋上セミナーとか少年の翼セミナー、これは昔からあったのですけれども、これとも連携している。いろんなものを見ていると、何かごちゃごちゃして、全部関わっているような感じがします。

2件目です。最初に公営塾のことは説明されましたけれども、学習というよりは知、徳、体の面において体験を通してふるさとのよさを知るということを説明されたと思うのですけれども、私は公営塾という名前をつけて、本当に子どもたちが何が必要で、何を求めているのか、子どもたちの声に耳を傾けているのか、また子どもたちの声なき声を受け止めているのか、そこのところをもう一度伺いたいと思っています。学習支援というところもあるのですけれども、これを見ているとA B C D E F Gで分かれていますのですけれども、Aの分類では学習支援で、中高生の学習の後押し

という説明がここにありますけれども、それからBのランクでは学習サポートで、個々の主体的学習支援、小学校4年生から6年生となっています。この公営塾、何よりも子どもたちの学力、ここには1年生とか2年生とか3年生までは学習サポートの対象にはなっておりませんが、まず私はフィンランドの教育の話聞いたことがあります。教育長もフィンランドに行かれて、研修に行かれたと思うのですが、そのときに非常に印象に残ったのは、まず学校に入ったときに低学年の子どもたちが学力のことで、読み書きの中でまず差をつくらない。みんな同じように、学力の差を生まないように一人一人丁寧に教育をしていくということが最も大事なスタートであるということ強調されていたのを札幌で元教育文化大臣ですか、教育大臣ですね、の方からお話を聞いて、本当に強く印象に残っています。ですから、とにかく一人の落ちこぼれもないように指導する。それが自信をつけて次の2年生、3年生というふうに行く。とにかく低学年ほど学力の差をなくするということが一番の教育の基本だということをおっしゃっていたのは覚えております。

この学習塾なのですけれども、私は、去年でしたか、学習支援ボランティアに登録したのですけれども、つい数日前こういう何かボランティア保険というのが送られてきました。これも半年ぐらいたっているのですけれども、4月の10日からになっています。4月の10日から3月31日の期限で保険に加入してください。これは、社会福祉協議会が出しているボランティア保険なのですけれども、公営塾、社会福祉協議会、それからニセココミュニティ・スクール、この関係というのはどういふふうになっているのか。今まであったところがこの公営塾に入っていたり、また新しい事業を始めたり、いろいろとあるのですけれども、このところが何か理解できない、理解し難いところがあるのですけれども、こういうことはどこで決められたのか。子どもと議論というか、話し合いをしたのか、そこについてぜひお聞きしたいと思っています。

○議長（猪狩一郎君） 佐藤課長。

○町民学習課長（佐藤寛樹君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

公営塾の名称につきましては、8月にニセコみらいラボということで教育長以下で決定いたしました。それまで先ほどご指摘あったように新型コロナウイルスの関係で学校の開始が遅れたということで、試行的にできるものからやって準備を進めたところがございます。それで、8月の段階で一定程度の事業の見込みがついたということで、名称をニセコみらいラボと決定させていただきましたが、参考までにラボとはラボラトリーの略で、研究所、実験室などの意味ということであります。それで、子どもたちが言いやすく、一般的な塾のイメージ、学習塾を想像するイメージでなくて、そのイメージにならない単語で選定したところがございます。それまでは、子どもがふるさとで未来を描くというコンセプトの中から仮称でこどもふるさとみらい塾という名称を用いていたところがございます。

あと、社会福祉協議会の学習ボランティアの関係については承知していないので、お答えできないのですが、先ほどのご質問の中で洋上セミナーと翼セミナー、少年セミナー事業との関わりということなのですが、先ほど齊藤議員さんもお手元の資料でコースの名前を言っていたので、恐らくその資料を入手されていると思うのですが、体系の中で従来から少年洋上セミナー、少年翼セミナーという交流事業がありました。それで昨年まで行っていたのですが、その取組について課題があ

りましたので、この際少年教育事業を一元化、体系化、見える化して、その中で少年洋上セミナーに参加する子どもたちの勉強といいますか、体験の場を明らかにするために事業設計をしたところでございます。

それであると、子どもたちの意見を聞いたかどうかという部分につきましては、それらの構築に当たっての段階ではつぶさに聞いてはございません。ただ、教育委員会内部の中で、先ほどの課題を検証した中で教育委員会議、教育長以下部内会議、それと社会教育委員会議、それら教育関係の会議にお示ししてご意見をいただいたところでございます。

あと、公営塾のコンセプトにつきましては、教育長が冒頭の回答をしましたところで、少年教育事業ということで学力増進型ではなく、ある意味学力をメインとしてサポートするのではなくて、ただし学力のサポートの一部分も取り組みながら進めていくというようなことになっております。

そういうことで、過程と目的につきましては以上のとおりでございます。

○議長（猪狩一郎君） 教育長。

○教育長（菊地 博君） 私のほうからもお答えをしたいと思います。

まず、斉藤議員の今のご質問の中に社会福祉協議会という言葉が出てきましたけれども、この公営塾と社会福祉協議会、これは直接関わっているものはないかなというふうに思っています。

（何事か声あり）

その辺後で確認させてください。

いずれにしても、公営塾ということで施策としてスタートしているわけですが、名称については今課長のほうでも説明ありましたように、この目的からふるさとみらい塾という名前を仮称としてつけていたのですが、実際始めるに当たって、今教育委員会のスクールコーディネーターと町民学習課の連携の中で始めたところですが、まず子どもたちになじみのある言いやすい名称にしようということで、ニセコみらいラボと。そうしますと、ラボ、ラボという言葉でも通じるかなというところで始めた、名称については決めたところであります。

それから、この公営塾、教育施策の事業として行っているわけですので、何のために、なぜやるのか、子どもたちにどんな力をつけさせようとするのか、そしてどのように進めていくのか、これらの枠組みを決める際は、やはり教育委員会が主体となり、いろんな方のご意見を伺いながら、大人が考えることではないかなというふうに思っております。目的を持って取り組んでいることでもありますので、そこはご理解をいただきたいというふうに思います。

ただ、コロナ禍の中で、当初考えていたこととはかなり時期的にも遅れたり、内容的にも今いろんな工夫をしながら始めたところでもありますので、教育委員会として考えているのは、今年あと半年ぐらいの中でもう少しいろんな講座をやっていきますけれども、それをやった上で子どもたちや、あるいは保護者の方にアンケートを取って、その声を聞きたいなというふうに今予定をしているところです。それを踏まえながら、改善すべき事項は来年に向けて改善をしてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 斉藤さん。



以上です。

○議長（猪狩一郎君） 次の質問をお願いします。

○5番（斉藤うめ子君） 5件目、最後になります。ニセコ町開基120周年記念行事について町長に伺います。

20年前の2001年、平成13年、ニセコ町は開基100年を迎え、そして今また開基120年を迎えます。1901年、明治34年11月、真狩村より分村独立、真狩村字真狩別太の狩太を取り狩太村と名づけられ、戸長役場を元町に置いたとあります。来年ニセコ町開基120周年を迎えるに当たり、先人の労苦をしのび、質問させていただきます。来年2021年、ニセコ町は開基120年を迎えますが、次のことについて伺います。

1、町長は、どのようなコンセプトで120周年記念を執り行うお考えか。

2、記念行事及び式典の内容、開催時期について伺います。

3、町民の思いをどのように反映されるのか伺います。

4、記念行事の予算はどのくらいを想定されておられるのか伺います。

5、この120周年記念をニセコ町の未来にどのように反映させていかれるのか、町長のお考えを伺います。よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの斉藤議員のご質問にお答えいたします。

1点目のコンセプトと申しますか、120年の記念に当たってのものにつきましては、2021年、令和3年に本町は記念すべき120年の節目の年を迎えます。これまでの先人の偉業をしのび、これまでの皆様のご尽力に感謝を申し上げますとともに、今後のニセコ町の発展を祈念する行事にしたいと考えております。

2点目につきましては、来年度の各種大会などに開町120周年記念の冠をつけるなど町内で開町120年の機運を高めたいと考えております。なお、式典につきましては、10月か11月に実施する予定でございます。

3番目の質問ですが、町民の皆様にはこれまで同様まちづくりトークをはじめ様々な場面でご提言をいただければと存じますが、今後まちづくり懇談会などで意見交換をしながら、反映できるものを検討してまいりたいと考えております。

4点目の予算についてですが、今年度から行っている町史編さん、映像記録のほか、町民の皆様のご意見を聞きながら今後予算を詰めてまいりたいと考えております。

5点目の契機としてどうかということですが、開町120周年を契機として、本町で進める環境モデル都市やSDGs未来都市として、環境に配慮したまちづくりの着実な歩みをさらに進め、次世代に引き継いでいきたいと考えております。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 斉藤議員。

○5番（斉藤うめ子君） ありがとうございます。

私は、2006年の7月にニセコ町に移住して以来14年と2か月が過ぎました。ニセコ町にとって

2000年から2020年までの20年間というのは、過去100年に匹敵する以上の大きな変化を遂げられたのではないかなというふうに察しています。今や世界中から注目される国際リゾートとして、これからのさらなる発展が期待されますが、この20年間の記録をしっかりとニセコ町の歴史に刻むことは、後世にとって大変重要なことと思っております。また、同時に120年間のニセコ町を振り返る機会になり、ニセコ町の今後の発展のためにも重要なことになるのではないかと考えております。予算的な問題も生じてくるかと思いますが、町史の編さん、そしてそれがニセコ町をさらに今後内外に、国内外に知っていただくさらなる発展の機会になり、簡素ながらも式典はしっかり執り行っていたきたいなというふうに思っておりますが、再度その町長の意気込みについて伺いたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 現在コロナ禍の中で、国の財政状況、それから各地方公共団体を含めた私たちの町の状況を見ても、基本的には簡素化、質素を旨としつつも、これまでの歴史を担ってきた皆さんへの感謝がきちっと伝わるように、それからやっぱり私は歴史なんか見ているのは大事なのは記録にきちっと残していくと、町の歩みの様々な出来事を残していくことが大事だというふうに思っておりますので、これらの町史、膨大なものにはなりません、きちっと後世に残せるようなものをまとめればいいなというふうに考えています。今後来年度の予算状況を見つつ、できるだけ皆さんの心に残るような記念の年になればいいなというふうに考えておりますので、また議会議員各位におかれましても様々なご提言を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 次に、高木直良君。

○8番（高木直良君） 8番、高木です。通告に従いまして、3項目質問させていただきます。

最初に、新型コロナ対策、医療及び暮らしに関する対策についてお伺いいたします。コロナ感染防止の戦いは、依然として長期間にわたるものと思われまます。ニセコ町の各種対策を評価するとともに、引き続き必要と思われる対策に関して以下の質問をいたします。

1、誰もが新型コロナウイルス感染の危機に直面している下で、気兼ねなく相談、検査できる体制が必要です。山麓あるいは二次医療圏であります後志での現在のウイルス感染検査体制がどのようになっているか。どれだけの検査能力がどこに備わっているか質問いたします。

2点目として、これからの季節には新型コロナウイルスの感染と似た症状が出るインフルエンザ、これは医師の診断も難しくなるおそれがあると指摘されております。こうした時期を迎えるに当たって、PCR検査の大幅拡大が緊急に求められております。PCR検査が望ましいわけですが、次善の策として抗原検査を行うキットを使う簡易型の検査体制をつくることはできるのではないかと、現実的な条件があるのではないかと考えます。また、検査の結果感染が判明した人が安心して隔離施設に移り住め、発症した場合は身近な医療機関で治療を受けられる体制を山麓の医療機関、医師会などとの連携により構築すべきと考えますが、いかがでしょうか。

3点目として、町独自の町民生活や事業支援のプログラムで終了時期を迎える事業があります。宿泊事業者の事業支援の意味合いを持つプレミアム商品券事業が道の助成金を使うことから集計作

業という実務に都合を合わせることによって2月7日で終了とされております。私は、3月までの延長をするために何らかの方策、工夫が必要と考えますが、所見を伺いたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） それでは、ただいまの高木議員のご質問にお答えいたします。

1点目のご質問ですが、ニセコ町を含むエリアの新型コロナウイルスに関する相談や検査などについては、倶知安保健所が窓口となっております。また、北海道では検査体制について公表しておらず、後志など区域ごとの情報もありませんが、9月8日に北海道が発表した資料によりますと全道で1日325人の検査が実施されているということでございます。

2点目のご質問ですが、抗原検査などは検体採取時の感染リスクに懸念があり、ニセコ医院など診療所での実施はハードルが高いものと考えられます。また、陽性判定となった場合は、保健所の指示により指定の医療機関あるいは宿泊療養施設へ移動することとなりますが、保健所業務を有しない小規模町村が治療体制を整備することは大変困難なものと考えております。

なお、羊蹄山麓町村長会議として、保健所、医師会等と今後こうしたことの実現の可能性について相談をするということになってございます。

次に、3点目のご質問ですが、今回発行するプレミアム商品券は、北海道の支援を受けることを前提として制度を進めているため、どうしても精算をし、北海道に報告する義務に時間を要するため、現状の北海道の制度での期間の延長は難しいものと判断をしております。

なお、今後につきましては、これから進められるどうみん割や現在のG o T oキャンペーンの状況なども見極めつつ、新たな支援が考えられるか検討してまいりたいと考えております。よろしくお願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 高木さん。

○8番（高木直良君） 今お答えがありましたように結局心配があった場合に後志振興局保健環境部保健行政室、つまり倶知安保健所に連絡をするということになっておりますけれども、これはホームページによりますと平日は午前8時45分から17時30分と。そのほかの時間帯については、道の相談窓口直接ということで、電話番号がありまして、北海道の保健安全局地域保健課、ここでは24時間受付というふうにされております。このホームページを見ていきますと、いろいろ来道者とか、あるいは帰省者、転勤者、帰省等の状況で、症状の有無を伺って健康管理サポートしますというふうに書いてあるのです。いろいろ見ていくと、道に行ってみたり、道を見ると今度は厚労省のホームページがあったり、いろいろ飛んでいくのです。最終的にではどこを頼ったらいのかというのは、非常に私自身もこれは堂々巡りになってしまうのかなという危惧が感じられました。そういう意味では、私は身近なところにきちっと対応してくれると、どこそこ行ってくださいとかこのホームページ見てください、電話かけてくださいではなくて、きちっと対応できる体制が整備ちょっと不備ではないかなというふうに印象として感じております。そこで、こういう先ほどの質問をしたわけですがけれども、こういった身近なところで何か心配事があったときに適切に一回で答えてくれるという体制が私は大事ではないかというふうに考えております。

2点目に、検査の問題であります。確かにPCR検査そのものについても学者の間、医療関係者

の間でもこれは本当に有効かどうかということの議論もございます。しかし、一方でPCR検査をきちっと数多く適時適切に行うことの重要性が医療関係者からも指摘されております。例えば東京PCR衛生検査所所長の植島さんという先生がいらっしゃいます。これは、PCR検査をもっと早く、もっと多く実施することの必要性を初期から提言しているという、認識をしているということなどの所見も述べて、ある団体とタッグを組んで、特に必要だと思われる芸術分野やスポーツ分野、災害分野や教育分野、医療福祉分野というふうに一応限定はしておりますけれども、即座に対応できるそういった体制をつくっております。

それから、東京都特別区の世田谷区の医師会などは区とタイアップしまして、医師会としてのPCR検査センターを用意している。そこで全てがというわけではないのですが、医療機関、かかりつけ医との相談、連携の下に適時にできるように、そういう体制をつくっております。

近隣でいいますと、つい最近のニュースでありますけれども、余市協会病院、これが15日から検査センターを開設いたしました。ここでは余市の近隣5町村の町民は2万円で、それ以外は3万円ということで、やはり一定の条件、周辺に感染者がいたとか、高齢者などで施設の入所を控えているとか、接客業で非常に対人関係が多いとか、持病があるとか、そういうことの心配を抱えている方を中心に受け付けるという体制を始めております。

また、厚労省は、8月28日ですけれども、新型コロナウイルス感染症対策本部の決定ということで新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組という文書を発出しております。検査の面では唾液を用いるなど新たな検査手法が確立され、検査能力が拡充されるようになったことから、発症から診断までの日数が大幅に短縮されるようになっていっていると、こういう実情を踏まえて、今後さらに季節性インフルエンザの流行期には発熱等の症状を訴える者が多くなるだろうと。検査や医療の需要が急増することが見込まれることから、さらなる検査体制、医療体制確保に確実に取り組んでいくと、これは厚労省の姿勢であります。同時に抜本的な拡充ということで国が都道府県に対して指針を示し、地域における外来診療の医療提供体制と検体採取体制を踏まえて、早期に新たな検査体制整備計画を策定するよう要請するというふうに書いておまして、同時に必要な検査体制に対して一定の機器の整備を促進し、必要な検査体制を確保するという一方で、こういった検査体制の重要性について厚労省としても指摘しております。その意味で、先ほどのお答えでは山麓町村長会でも引き続き検討されるということでもありますので、ぜひこれを継続して、何らかの体制が実現できるよう進めていただきたいと思っておりますけれども、改めてお考えを伺いたいと思っております。

それから、今後の経済的な支援ということで、特に宿泊事業者が期待しておりますプレミアム商品券ですが、私はやっぱり補助金の精算、事務的な処理、その期限に合わせて締切りを設けるというのは、ちょっと目的からすると片手落ちかなというふうに思います。政府はまだ予備費1兆円の予算がありますし、今後それらを使って新たに自治体に交付される可能性もあると思うのです。そうした場合の事業については、ぜひ年度内いっぱい事業としてできる仕組み、システム、これを何とか考えていただきたい。仮に締切りが3月末、27日とか28日であっても、適切な事務処理によって決算までに執行の精査、執行の結果をまとめられれば、私は財政上の問題は解決されるのではないかと思います。そういう意味で、年度内ぎりぎりまで恩恵が行き渡るようにぜひ配慮

をしていただきたい。これについての所見も改めて伺いたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 福村課長。

○商工観光課長（福村一広君） それでは、最初に私のほうからプレミアム商品券の関連のご質問にお答えしたいと思います。

あくまでも北海道の支援を受けるという前提でこの事業を進めているということで、これについては北海道の協議を踏まえての設定ですので、この辺はなかなか難しい側面もありますが、今北海道のほうでどうみん割の冬バージョンを道議会のほうで議論されているかと思います。それについては、前回の前半のほうのどうみん割が23億円に対して今回25億8,500万円ということで、2億8,500万円の上積みをしていただいているところでございまして、割引内容についても基本的には前回のどうみん割と同様の制度設計を考えているようです。ただ、期間については、北海道のほうで調整中とはありますけれども、一応令和3年の2月1日から令和3年の3月ということで調整を図っているということですので、もしかしたら年度内いっぱいの執行になるのかなというふうに思います。

G o T o トラベルキャンペーンのほうも今1月末までの事業実施ということで予定にはなっておりますけれども、執行が遅れたり、東京都がこれから10月1日から適用になるということも踏まえて、延長されるのではないかという期待もありますので、こちらのほうの事業の進み状況を見ながら、うちのほうでニセコ町として支援できるものが年度内にあれば、また検討はしていきたいというふうに思います。

ただ、制度的に決められている枠というのはなかなか、それを覆して延長するとかというのは結構難しい問題ですので、その辺は有効な事業を活用しながら、ニセコ町としても財源をきちんと確保して進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 3点目のご質問あったプレミアムにつきましては、今申し上げたとおりであります。道の締切り自体は守らなくてはなりませんので、その辺はまた別な制度も含めて検討してまいりたいと思います。ただ、国から予備費が10兆円の分が使われるかどうかというのは全く分からない話でありますし、現在知事会のほうで新たな第三次の臨時交付金の必要性を現在訴えております。町村会自体も今同一步調で動く方向と聞いておりますので、町からもそういう要請活動は引き続き行っていきますし、そういった情勢を見て、まず次の一手というのを考えたいというふうに考えております。

それから、前段でご質問のありましたPCR検査等ではありますが、今後も羊蹄山麓町村長会議として各関係団体と協議するというようにしておりますので、その辺につきましては今後とも進めていきたいというふうに思っております。

ただ、中に厚生労働省からの通知のことを言われておりますが、厚生労働省からの通知が出たからどうこうということでは、これまでもコロナウイルス対策はほとんど進む話では全くないと思います。国が責任を持ってやっているか、やっていないかということでもありますし、例えば和歌山県は県と

して相当大きなPCR検査をし、封じ込めに成功しております。あと、幾つか世田谷区のお話もありましたが、これらはあくまでも保健所設置町村がきちっとした自分たちの中でできる意思もお持ちですし、そういった中でやっているということで、小さな自治体が保健所設置していない中で独自にやるというのは相当ハードルが実は高いというふうに思っていますし、現在一部広域で行われているものも簡単に、いや、実はこういうことでとやってくれる状況には今なっていないというふうに聞いております。私検査を受けたくても受けられないという厳しい、本当に大変厳しいご家庭の事情も何度も見聞きしております、このPCRや抗体検査に対しましては相当危機感を持っていますので、今後ともそういった関係機関との調整は引き続き続けてまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 高木さん。

○8番（高木直良君） 2番目の質問であります。SDGsまちづくりに関する事項について。

SDGs街区の整備、運営等を行う新会社が設立され、「広報ニセコ」紙上にも紹介されております。また、この事業の目的の大きな項目でありますCO<sub>2</sub>削減につながる幾つかの条例案の策定、決定スケジュールも示されました。また、新たに地域内経済循環率を向上させるための地域資源としての森林に着目した基礎調査も行われ、森林ビジョン策定にも着手しようとしております。このことに関連しまして以下質問いたします。

1番目として、「広報ニセコ」等、「広報ニセコ」だけではなくていろいろなところで使われておりますこれに関連する資料におけるSDGs街区整備新会社の紹介内容は、必ずしも適切とは思われぬ表現があると私は考えます。例えば中長期的に町の不動産価値を高めていくとか、道内外、世界からも注目を集める、あるいは他地域から視察や研修が後を絶たない状態を目指すなどの表現が使われております。私は、この事業全体について評価はいたしますけれども、中でも重要な高齢者の住み替え促進による空き住宅への移住、子育て住宅供給を目指すなど、これらが伝えられていないというふうに考えております。これらについて適切ではないと私が先ほど指摘したようなことについてのお考えを聞きたいと思います。

それから、新会社の業務内容に地域エネルギー事業分野がありまして、宿泊施設などの民間対象のコンサルティング事業というものがございます。これは、私は既存の民間宿泊施設におけるエネルギー効率を高めるという意味でのコンサルティングというふうに今まで受け止めてまいりましたし、そのようにされていると思います。しかし、もう少しさらに加えて新たに開発事業というのが計画が起きております。そういう新たな民間の開発事業に対しても、事前に事業全体のCO<sub>2</sub>削減施策について指導する、あるいはコンサルティングをすると、これが大事ではないかなと思っております。これに対して、この新会社としてこれに応える人材やノウハウというのをどのように確保するかということが今必ずしも明確ではないと思っておりますので、どのようなお考えかお聞きいたします。

3点目ですが、森林ビジョンを策定するということが今回の補正予算案にも含まれておりますけれども、この森林ビジョン策定に当たって域内経済循環ということが非常に眼目になっているわけですが、これらについて私自身は、産業的な視線、視点はもちろん大事です。域内経済を活

性化する。大事ですけれども、例えば既存のニセコ町森林整備計画案に掲げられている中には、森林の持つ多面的機能を生かすと。これは、いろいろな機能の中に重要な水源を確保するというものも含まれております。こういった多面的な機能が近年の開発による森林伐採によって機能低下してきているのではないかという危惧が私にはありますけれども、この辺との関連をどのように考えていらっしゃるかお聞きしたいと思います。お願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

1点目の株式会社ニセコまちの事業の柱は、街区構築事業と地域エネルギー事業の2つであり、このうち街区整備事業の一環として住み替え需要に対応できるよう計画を構築しているところでございます。今後は、これら住み替え需要に配慮したPRに努めていくものと理解をしております。

また、公募の内容について個別の文言について一々お答えはしませんが、例えば不動産価値を高めるということは私は必要なことだと思っております。不動産価値を高めるというのは、不動産のいわゆる金融におけるお金の価値を高めるということではなくて、私たちのこのニセコの地というのは環境や景観に配慮した土地としての価値がそもそもあるわけでありまして。そういった私たちがSDGsや環境モデル都市を進める上での土地の価値という意味でありますので、決してお金の価値がどうこうという、そういった視点で我々は考えていないということをご理解賜ればありがたいと思っております。

2番目としては、エネルギー事業を進める人材の件でございますが、町全体のCO<sub>2</sub>削減を進める上で、観光業などを中心とする比較的規模の大きな施設におけるCO<sub>2</sub>の取組というのは大変重要でありますし、今言われました新規の新たな事業というのに対応することも大変必要なことだと思っております。今般7月に設立した株式会社ニセコまちには事業推進担当として、環境省や環境における先駆都市の下川町での経験を経て、環境政策などのコンサルタントを営む人材を配しており、既にコンサルタント業務が可能な状態となっております。また、この優秀な人材のほか、本町から研修派遣している職員とともに、そのネットワークを大いに活用してCO<sub>2</sub>削減のコンサルタント業務を推し進めていくものと考えております。

次に、3点目のご質問であります。令和元年度木材等の域内調達率向上に向けた基礎調査の実施というのをしております。このことを通じて森林の有する多面的機能の発揮を図りつつ資源を持続的に利用していくためには、長期的な視点に立った計画的な森林整備を推進する必要があるというふうに認識しているところでございます。この森林ビジョン策定に当たっては、木材等の生産だけではなく、水源の涵養、国土の保全、地球温暖化の防止など多面にわたる機能に着目するとともに、森林が吸収する二酸化炭素の量を推計するなど、その機能を把握し、分かりやすく伝えてまいりたいと考えておまして、議員質問のこういった課題に対してもこの森林ビジョンの中で見える化していきたいと、このように考えているところであります。

○議長（猪狩一郎君） 高木直良君。

○8番（高木直良君） ただいまお答えありまして、新会社の取り組む事業、大きく街区の整備、あるいはエネルギーという問題が度々町の資料にも載っております。それで、例えばこれはリーフ

レットです。SDGsの取組についてまとめてあります。また、先ほど申し上げました「広報ニセコ」8月号において会社の設立という記事があります。それから、私たち議員協議会においてもこういった事業計画書概要案というようなものも配られております。それから、簡単に町を紹介するという意味でいろんな項目、ようこそニセコ町へという視察資料なども配られておまして、ここにも触れております。私を感じますのは、こういった様々な資料の中で、例えば先ほどの不動産価値を高めるということについて、文言で見れば、一般的に言えば不動産価値といえは金銭に換算する話だというふうに一般的には理解されると思うのです。そういうことが強調されている一方で、先ほど住み替えのことも含めてということではありますが、そういったことが一般町民、こういった資料を目にした人にとって住み替えの問題がどこにあるのかというふうにストレートには伝わってこないのです。

私は、以前にも質問したことあるのですけれども、例えばこういった報告書が出ておまして、この報告書の中では繰り返しやはり住み替え、特に高齢になって除雪は困難、あるいは大きな家で管理し切れないというようなことも含めて、アンケートの結果など住み替えの需要があると、要望があるのだということを前提にしてこの報告書はまとめられておまして、それが全てではもちろんありません。しかし、特に課題の整理というところでは、社会に関する課題とか環境に関する課題、そして経済に関する課題と大きく3つの課題にまとめておりますが、社会に関する課題の中では高齢者がいつまでも安心して暮らせる住環境づくりというものがきちっと位置づけられております。それから、こういった新しい街区にどういう方が住むだろうかという、そういうことの想定などもされている中に今言ったような高齢になって除雪などが大変だという方などの住み替えといえますか、ここに居を求めてくるということなどの想定がうたわれているのです。ところが、先ほど紹介しました公にされているこういった資料の中には、この住み替えという文字すらないのです。僅かに考えられるのは、例えば安心して住み続けられる地域コミュニティの形成と。住み続けられる。ですから、この中身はこうなのだよということになるかもしれないのですけれども、私はもう少し一般町民、あるいはほかの外部の方も含めて確かにこうなのだ、この街区の形成の目的にはこういった住み替えられる潜在的な需要、これに答えていくまちづくりなのだということももっと分かるように発信していただきたいというふうに思っております。それらについてのご見解よろしくお願ひしたいと思います。

それと、これから策定する森林ビジョンについて、当然森林の多岐にわたる多様な機能について前提とされているということでもありますので、ぜひそこを前提としつつ進めていただきたいと思うのですが、1つ私が疑問に思いますのは、水源保護区の決めがあります。地域が、地名が特定され、地番が特定されているということではありますが、もう一つ概念として水源保養林というのがあります。この水源保養林というのは、先ほど紹介いたしましたニセコ町森林整備計画案の中にたくさん地図がありまして、その中の一つに水源保養林が色分けされて、視覚的に分かる地図がございます。それと、私が最近見聞きする、あるいは町としても情報をいただいております開発計画とで重なる部分が幾つかあるのです。その場合にこの水源保養林、保護区とは違うと思うのですけれども、保養林の位置づけがどのようにされているのかご説明いただきたいと思ひます。

○議長（猪狩一郎君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） まず、最初の新会社の関係でございます。資料等にあまり住み替え等々は載っていないということでのご指摘ございました。こちらについては、今後事業を進めていく段階でどんどんとPR、PRといたしますか、ご説明もさせていただくという予定で聞いておりますし、我々のほうからもそのようにしていただきというお話をさせていただく予定でございます。

各種パンフレットにはその辺が載っていなかったということに関しては、ある程度やっぱり載せていくということにはもちろんなりますし、なのですけれども、どちらかという研修その他で不動産価値が高まるとか、研修その他で人が来るとかということが書いているという部分については、将来の会社のあるべき姿としてどういうふうになりたいかということの特に書かせてもらった部分で、そこが概要書になるとどっちかというところを先に書いてしまっているということかなと。それから、ご指摘のほうの住み替えの部分については、SDGsの街区の事業の内容そのものということなので、ここの部分とはちょっとまた分けて、特に前者の会社の将来のあるべき姿というところでちょっと強調して書いてばかりいたかなというふうにはご指摘を受けて思うところでございます。決してそれは住み替えの部分についてPRしないとかそういうことではございませんので、今後それらについては新会社のほうともちゃんと調整をさせていただきたいと思うところでございます。

あわせて、先ほどのご指摘の中で不動産価値を高めるということについては、一般的にはお金の概念で受け取られると。確かにそのように見られるところもあるかと思いますが、この会社で申し上げているところの不動産価値というところは、先ほど町長のほうからもお話し申し上げた内容でございます。あわせて、付け加えをさせていただくならば、前に政策関係の説明でもさせていただいたかと思いますが、ここにはエネルギーをなるべく使わないCO<sub>2</sub>を下げるための高気密、高断熱の住宅を建てていくということが絶対といたしますか、原則的な条件となるということで考えておりまして、こういう建物を長く、極端な言い方をすると子、孫の代まで継承しながら使っていくことを考えた場合に、日本の今の住宅が一般的に建築しても20年、30年で上物の価値はほとんどなくなると。それで、人に譲っても上物は壊してくださいというような日本の今のこういう状況ではなくて、一度建てると多少最初のコストはかかるものの次の代まで継承していける、その価値の下がらない、そういう建物を造っていききたいというような意味合いを含めて不動産価値を高めるということで申し上げているところなものですから、そのところをよくよくご理解いただけるように今後も取り組んでまいりたいと存じます。

2つ目でございますが、森林の絡みの計画で水源保養林、私どものほうでも今どのような計画のどこの位置づけかというのがちょっと私のほうでは分かりかねているところもあるので、もし後で分かれば付け足をいただきたいと思いますと思いますが、その開発計画と森林の絡みでダブっているところもあるよということのご指摘だと思いますが、私どもとしては今回いただいたご質問の中で、森林の伐採による機能低下、森林の様々な多面的機能というところが失われているというところ、失われているとまではこの開発によって、ニセコ町で行われている開発によってそれが大きく失われて

いるというところまでは至っていないというふうに考えているというところでございます。

ちょっと付け足しがもしあればお願いします。

○議長（猪狩一郎君） 中川課長。

○農政課長（中川博視君） 高木議員のご質問の部分、補足の部分させていただきます。

農政、畜産林務のほうでニセコ町森林整備計画のほうを作成させていただいております。こちらの計画については、林業で経営をなさる方の部分においてこういうやり方をしてくださいという部分にはめ込んだ計画となっております。開発の部分は森林法にある開発計画等の部分での判断をしていただくということになっておりますので、その部分の開発の部分を今後ビジョンでやろうという話で動いているという形で判断しております。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 過去3年間で森林伐採の届出が出されたもの、これは道に出されますけれども、82ヘクタールというふうになっておりまして、うち森林以外の用途に利用されたもの、このうち国営事業、農地転換によるもの、林地を農地に転換するものは29ヘクタール、北電柱等の整備によるものが2ヘクタール、合わせて31ヘクタールというふうになっておりまして、残りのものについては森林としての用途でありますので、ニセコ町全体を見ると最大で16ヘクタールが民間による開発により森林以外の用途になったというふうに現在数値上見えているところがそういう状況になっているというような状況であります。

それと、議員言われた水源涵養保安林のことかなというふうに思うのですが、水源涵養保安林は基本的に水源涵養のためですので、簡単に民間が例えばここで何かやるといって切れるというものではないということでもあります。例えば私どもそこに桜ヶ丘公園ありまして、ここの木1本切るにも大変な状況で、実際に今もちょっといろいろ協議していますけれども、風が吹いて倒れたらもう家が壊れると分かっている許可が下りないなんていうことも間々あるぐらいの状況でありますので、言われるほど森林がどんどん消えているというような状況ではないというふうに踏んでおります。ただ、民間の皆さんがお持ちの土地は、それは民間の土地、所有で、民間の方ですので、それが全く法的に規制がないところであれば、それを財産権をどうするというのは民法上所有者の自己判断ということでもありますので、そこを規制するのは相当慎重でなければ、当然裁判に訴えられると相当な損害賠償を含めて負けるというのが実態であります。

ただ、ご質問の中にありましたニセコ町の水資源保全条例の地域におきましては、大学の先生含めた専門家に入っただきまして、実は相当広い範囲、集水区域のその大体全てを保護の規制にかけておりまして、これは開発規制をきちっと行っておりますので、その点においては将来について心配なく守られていくのではないかとこのように考えております。

それと、最初にありましたご質問で、私たちは変えていきたいことは、今年の町政執行方針におきましても共感資本社会を目指すというふうに私は述べさせていただきました。これまで経済ってそもそも私たちの暮らしを豊かにするためにあるにもかかわらず、全てがお金という価値で、お金至上主義みたいな社会に今この現在の資本主義社会になってきているのではないかとこのように思っ

ておりまして、そこを私たちはこれから人間性とか私たちの暮らしぶりとか、そして何かをするときには共感というものに基づいて相互扶助的な社会をつくっていくと。そのことに全体をシフトさせていきたいと。そのことをニセコ町が中心となって町の中でやっていきたいという思いといたしますか、そういう方針であるということをご理解いただいて、ご支援賜ればありがたいというふうに思っております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） 高木君。

○8番（高木直良君） このSDGs街区整備につきましては、かなり長期にわたる事業でありますし、それから町のお金も動く、そういった事業であります。ですから、できるだけ私は町民にとって分かりやすく、何の目的でやる事業なのかというのをぜひ伝えるようにしていただきたいと思うのです。そこで例えば出てくる言葉で、ブランド価値を高めるとか、研修者が引きも切らないとか、そういうことが町民にとってどういう自分たちの生活と関係するのかという、恐らく感じると思うのです。ですから、事業については、町民にとってこういう利益といたしますか、いいことがあるのだということをごできるだけ分かりやすく伝える必要があると思います。もちろんSDGsの掲げる非常に高い目標といたしますか、理念、それは大事だと思いますけれども、もう少し町民にとってどうなのか。そういう点では、先ほど申し上げました高齢になっても住み続けられるというところに私はこの街区の事業の大きな価値があるというふうに思っております。そういうことで、例えばリーフレットにブランド価値を高め、住みたくなるまちニセコという言葉がありますが、できればこれを住み続けられるまち、住みたくなるまちというような形に、ちょっと細かい話ですけども、修正してみてもいいかというふうに考えます。

それと、森林の関係では、水源涵養林ということで先ほど私が紹介した計画の中の地図に色分けがされております。それで、今のお話ですと保護条例があって、保護についてはかなり幅広くということなのですが、私が町のホームページでこの保護条例、保護区のお話を見たときに、ずらっと地番が入っているのです。それは細かく地番が入っているので、厳密だと思うのですけれども、これは一目で見てどのエリアかというのがよく分かりません。例えば保護区と先ほど言いました水源涵養林とがどういうふうに重なっているのかもよく分かりません。それで、開発に当たっては手続が必要で、木を1本切るにも大変なのだというお話なのですが、私が見る範囲では今後近いうちに、もう既に一部着手している開発計画においてもこの水源涵養林の色が現存の予定地にはついてはいるのですけれども、これが本当に厳しく管理されるものなのかどうかちょっと疑問があります。そういう点で、今後ともぜひ分かりやすく情報を発信することと、それから視覚化する、情報を視覚化することについてぜひお考えをお聞きしたいと思っております。

○議長（猪狩一郎君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） すみません。大変申し訳ありませんが、きちっと私のほうもどのような状況の中で今開発が行われているというご指摘をされているのかということについて、ちょっと申し訳ございませんが、分かりかねるところもあります。ただ、法的なことを含めて開発についてはきちっと守るものは守っていただきながらやってもらわなければならないということがも

ちろん大前提でございますので、そのことについて後ほどきちっと確認させていただいた上で、不適切なことがあるということであれば対応させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 先ほどの言われた中でパンフレット類は時間軸が全然違っていきまして、御覧いただければ年度が相当ずれていますので、古いところで、今株式会社ニセコまちは全くその中には入っていないというのはそれはそういうこともありますので、ぜひご理解賜ればありがたいと思います。

また、住みたくなる町とかブランド価値についてもご意見賜りましたので、町がやること、ニセコまちはやること、役割分担もありますので、その辺調整させていただきたいというふうに思います。

それから、水道水源につきましては、これはあえて表に出さないということにしております。水源地自体が危機管理上、非常に重要な場所でありますので、道のホームページでもきちっと特定した場所は上がっていないと思います。それは、我々もいろんな水資源の中で議論をして、あまり詳しく出してしまうとその危機管理上、命の水でありますので、そこは地番は出していますが、場所の特定まで詳しくということにはしておりませんので、その辺ご理解賜ればありがたいなというふうに思います。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） 次の質問をお願いします。

○8番（高木直良君） 水資源対策等水道事業についてお尋ねいたします。

近年のニセコ町内での開発の進行、人口の増加に伴い、水資源、水道関係インフラの整備に関する関心が高まっております。老朽管の破損、漏水対策、水源枯渇への対応は緊急の課題として担当部署、職員の努力で対策が進められております。大きな課題としては、増え続ける水需要に対する中長期の対策がございます。現時点での問題点とその対策について以下質問させていただきます。

1つは、市街地、とりわけ元町地区の水道圧力の低下が心配されております。圧力の維持、低下対策案が検討されておきまして、これは平成30年の市街地区水量水圧増強検討業務委託として報告されております。その結果がどうなっているかお尋ねいたします。

2番目、市街地の民家、アパート等の建築の増加やSDGs街区計画による住戸の増加が見込まれますが、新水源の調査の状況と今後の整備計画について明らかにしていただきたいと思っております。

3点目、桂地区の水源枯渇の原因が新幹線トンネル工事に起因するものか原因調査が続けられておりますが、その状況と今後の対応について、直近の状況を明らかにしていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

1点目の市街地区水量増強検討業務の結果につきましては、これまでも昨年度の決算特別委員会、産業建設常任委員会などでご説明させていただいておりますが、元町地区への水量を増強する案を

複数検討し、その中で町道旧国道線沿いに連絡管を新たに布設する案が効果、費用面で最善な結果となっておりま

次に、2点目の市街地区の水源地の調査状況につきましては、近藤地区での水源、羊蹄地区での2か所の水源の計3か所の調査を実施し、羊蹄地区での旧水源、元使っていた水源を利用するのが現実的であると考え、現在進めているところであります。今後の整備計画は、来年度の基礎調査及び認可変更作業を実施し、令和4年度に実施設計、令和5年度以降に工事着手と見込んでおります。なお、中央地区、駅前温泉綺羅乃湯横で新たに掘削する井戸の状況にも注視をしましてまいりたいと考えております。

次に、3点目の桂地区の水源地枯渇の状況につきましては、町で水源の水量を確認するとともに、鉄道運輸機構も別途確認をしておりますが、現在も水量の回復の兆候は見られません。現在水源の水量については、引き続き確認を続けていくこととしております。今後の対応につきましては、新たな水源として今年度鉄道運輸機構において地下水のボーリング調査を実施するという事になっておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 先ほど町長のお答えの中で、元町地区の水圧確保のために検討した結果、旧国道へ管を増設するという、これが最善策であるというふうにお聞きいたしましたけれども、これを実施するという事には多分なっていないのだと思うのです。むしろ新水源、先ほどご紹介ありました羊蹄の羊蹄近藤連絡線（通称パチンコ街道）沿いの今の水源といえますか、貯水施設の近くの旧水源、あの近くにあるというところで、そこが有力だという今のお話ですけれども、その新水源を整備することによって、元町も含めてこの市街地区全体がカバーされると、水について安心ができるのだというお話だというふうに私は解釈しております。その辺ちょっと整理をいただきたいと思っております。

それで、先ほど言った報告書によりますと、市街地区の計画給水人口というのが前提になっておりまして、現在というのはこのまともていった平成30年度現在は計画給水人口が2,880人、そして開発予定分として450人で、合計3,330人を計画人口とするということが前提になっておりますが、これらについては直近でもこの計画人口というのが変わっていないのかどうか。例えば近年の人口増加なり、建築物の増加、そしてSDGs街区の予定では310人ですか、350人かな、プラスの入居予定と、3期まで含めて。そういった人口の変動というのがあると思うのですけれども、この当時の計画3,330人という人口は変わらないのか、あるいは少し修正されるのか、これについてまずお尋ねしたいと思います。

それと、桂地区の水源地の新たな確保については、これは今お話がありましたように機構のほうで地下ボーリングを進めているということですから、これは機構としてきちっとトンネルの工事に伴うものということをはっきり認めたということで私は解釈します。その辺は、例えば新水源のボーリング進めて、ここに水源が新たにできるとすれば、これは今度はこの桂地区今止まっている部分の水源として町が補償されるという形になると思うのですが、この辺の事務手続上の問題についてはどのようにされるおつもりか確認したいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 石山課長。

○上下水道課長（石山康行君） 今の質問にお答えいたします。

市街地の水源のことについては、元町地区との関係性ということで、今議員が言われたとおり、まず元町地区の水量増強に伴ってもやっぱり市街地区の全体の水量が確保できなければならないということで、元町地区の水量の増強の工事は市街地区の水量を確保した上で進めていくという考えで今進めております。

2点目の元町地区の市街地区の2,880人プラス450人の3,330人の人口は変わらないかということなのですが、この人口には当時元町地区にある程度の開発があるということも進んでおりまして、その人口が入っておりますが、この人口にはSDGsの人口は入っておりません。ですから、今後、今議員がおっしゃられたとおり、SDGsの350人何がしか増えていくとなると、また元町地区の検討も変わってくるのかと今考えております。

あと、3点目の桂地区の水源、新しいボーリング調査を今年度、9月末のほうから調査開始していく形になっております。今年度、来年3月までかけて調査を行って行って、その後適正な水として使えるという判断になっていくと、今後そのそばに配水地なりを建設していただいて、行く行くは維持管理、あとそのものの施設を含めて町のほうに移管してやっていくという形になるのかなと思っております。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 例えばSDGsの事業につきましても、それから今後人口増の見込みにつきましても5,600人をピークに今人口の推計がされております。これらについていろいろな、例えばコロナもそうですけれども、あるいはインバウンドが止まっているという状況も含めて、いろいろ町をめぐる、あるいは町の開発をめぐる状況というのは変動しております。そういう下で改めて人口全体の推計、あるいは供給する計画給水人口の見直し等々、非常に難しい問題ではありますけれども、一定の見直し、修正というのは適宜行われる必要があると私は考えます。そういう意味で、今後の職場の体制等も含めた町としての姿勢があればお尋ねしたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 大きな視点からいきますと、今国も大変なことになっています、財政的には。地方自治体もこれまでのいろんな事業の結果も踏まえて、財政的には全体を見れば予断を許さない状況かというふうに思っています。そんな中で、私たちのような自治体がこのまんまこのような自治体の規模で存続できるというのは相当ハードルが高いと思っています。昔21兆円あった地方交付税が今や15兆円まで落ちている。今後、今は地方大事と言っていただいて、非常に期待はしておりますが、こういったあつれきがいつ訪れるかも分からないと。そういう中では、やっぱり行政自体が肥大化しないように、そこはきっちり将来を見据えて、スリムにできるものはスリムにする、行政の無駄とコストというものをきちっと仕分けをするということが重要ではないかというふうに考えております。

今回先ほどから株式会社ニセコマちというのが話題に随分出ておりますが、今アメリカにおいて

もヨーロッパにおいても行政が全てを総合行政として全部を住民サービスの名の下にやっていく時代はもう終わっているというふうに思っておりまして、それを将来は第2役場、あるいは第3、第4の役場的な多様な主体がこのまちづくりを担っていくことが大事だというふうに考えております。行政需要、例えば今国営事業を一生懸命やっております。これもいずれ終了します。そのパイがまた別なところへいくであるとか、あるいは年代によっても変わっていきますので、その辺は長期的な見通しを立てながら、組織のありようというのは見据えていきたいというふうに思っています。

それから、計画は適宜見直すべきというのは全くそのとおりで、計画はできた瞬間から劣化をすると私は思っています。絶えず時代は流れています。計画はできたから、このとおりやるのがいいことだと言っていたらもう完全に遅れてしまうというふうに思っていますので、絶えず適宜、適切に見直しをしながら、そこは柔軟に方向づけなり、あるいは数字を確認するなりしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 次に、榊原龍弥君。

○4番（榊原龍弥君） 4番、榊原でございます。通告に従いまして、一般質問させていただきます。よろしく申し上げます。

こども医療費助成について、ニセコ町こども医療費助成についてお聞きいたします。条例の目的で掲げられている子どもの健康保持の増進、児童福祉の向上は、子育て世代の流出を防ぎ、流入を促進するという意味で、少子高齢化、人口減少への対策として非常に重要だと考えます。しかしながら、ここに所得制限を設けているのはどのようなお考えに基づくものなのでしょうか。もし財政面であるとすれば、これによってどの程度の金額が削減できるのかを教えてください。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの榊原議員のご質問にお答えをいたします。

こども医療費の助成は、昭和48年4月に制度を創設以来、幾多の改正を経て現在に至っております。議員ご質問の所得制限の考え方につきましては、児童手当法に基づく児童手当の支給要件の中に所得制限が設けられており、ニセコ町こども医療費の助成に関する条例においてもこの基準を適用しているものでございます。趣旨は、児童手当と同様に一定以上の所得のある方には応分の負担をいただき、自助努力でというような制度設計かと考えております。

今年3月31日現在のこども医療費受給資格者は637名で、所得制限により該当とならなかった人数は47名となっております。令和元年度の町単独のこども医療費1人分の金額にこの人数を掛けますと、約67万7,000円の削減ということになるかと思えます。

しかしながら、この所得制限の在り方については、子育て支援の充実などの観点から、現在本町のこども医療費においては来年度からの撤廃に向け、制度の改正やシステム改修などの具体的な検討を行っております。先日の町議会総務常任委員会の所管事務調査でもご説明させていただいたとおりとなっております。今後推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 榊原君。

○4番（榊原龍弥君） ちょっと今聞き逃したかもしれないのですけれども、まず所得制限を撤廃されると言われたのかどうかというのが1つ、それを見直す方向でいくのかということが1つです。

それから、私がちょっと調べた範囲では、2017年度の資料なのですけれども、道が出していた資料だと思うのですけれども、羊蹄山麓7町村の中で所得制限があるのがニセコ町だけということと、あと北海道内でも179市町村中79市町村ということで大体44%、半分以上は所得制限がないというような状況の中で、たまたま最近私の勤めている会社で社宅のほうがあふれて、どこかに一時的に引っ越さなければいけないということで、不動産をちょっと調べてみたのです。そうしますと、ニセコ町よりも倶知安町のほうがちょっと不動産的にいいのではないかと思われる部分があります。移住してくる方から見ると、行政が考えるほどそこにボーダーは存在なくて、少しでも条件がいいほうに、つまり倶知安町に住みながらニセコに住んでいますみたいな感じで、ニセコ町という意味ではなくて、ニセコ近辺に住んでいますという意味では不動産価格が少し安いとか、医療費、子どもの医療費とかが少し安いとかで平気でそのボーダーというか、行政区分を超えてしまうということがあり得ると思いますので、先ほどの羊蹄山麓7町村の中で唯一ということも含めて慎重にお考えいただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） ただいまのご質問お答えしたいと思います。

まず、先ほどの町長の答弁でもあるように来年度に向けて撤廃するというので、今担当のほうとしてはシステム、それから制度の改正について具体的な準備をしているところでございます。ここでいつからというのは、ちょっと明言はまだ準備の途中なので、あれなのですけれども、来年度中にはこの内容を変えていくと。多分私の中では受給者証の更新時期に合わせるのが一番混乱がないのかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） こども医療費の言ってみれば応援というか、無料化につきましては、各町村実はまちまちでありまして、榊原議員見られた中に項目あったかどうか分かりませんが、私どもは18歳まで医療費無料化をしております。幼児期の小学校前までしているところ、あるいは小学校まで、中学校まで、様々ありまして、医療費全体のことを考えれば18歳まで無料化というのは相当手厚い我が町の仕組みかなというふうに思っています。現在所得制限につきましては、全般的に見直しをしたいというふうに考えています。一生懸命働いて、みんな一生懸命働いているのですけれども、たまたまその親が高額だからといってお金を取るとか、そういう社会というのはやっぱりちょっと差別としておかしいのではないかとこのように思っていますので、それらにつきましては今後いろんなそれぞれのところで委員さんもおられたりしますので、各種委員のご意見や様々な皆様のご意見をいただきながら、できるだけ均一化を図って、そういった親の身分によって子どもが差別されるといいますか、そういう差ができないような社会にできるだけしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） これにて一般質問を終了します。

この際、議事の都合により午後2時55分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時38分

再開 午後 2時53分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第4 陳情第1号から日程第7 陳情第5号

○議長（猪狩一郎君） 日程第4、陳情第1号 自家増殖を原則禁止とする種苗法改定の取り下げを求める意見書採択についての陳情書から日程第7、陳情第5号 種苗法改正案の慎重な審議を求める意見書提出を求める陳情書の件まで4件を一括議題とします。

産業建設常任委員会の報告を求めます。

木下産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（木下裕三君） 去る9月8日の本会議において当委員会に付託されました陳情第3号 町道認定に関する要望書、陳情第4号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める陳情、陳情第5号 種苗法改正案の慎重な審議を求める意見書提出を求める陳情書の陳情3件及び本年6月11日の本会議において当委員会に付託され、継続審議としておりました陳情第1号 自家増殖を原則禁止とする種苗法改定の取り下げを求める意見書採択についての陳情書は、9月8日、全員出席の下に産業建設常任委員会を開催し、慎重審議をいたしましたので、結果を報告します。

まず、陳情第3号 町道認定に関する要望書の件は、現在審査中ではありますが、さらに調査が必要であり、慎重審議を要するため継続審査とすることにいたしました。

陳情第4号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める陳情は、願意を妥当と認め、採択すべきもの、また陳情第5号 種苗法改正案の慎重な審議を求める意見書提出を求める陳情書も願意を妥当と認め、採択すべきものと決しました。

継続審査としていた陳情第1号 自家増殖を原則禁止とする種苗法改定の取り下げを求める意見書採択についての陳情書は、6月の段階で農業者の規模や営農内容など立場によって賛否が分かれることや種苗法改正法案が6月の国会閉会で審議未了となったことなどから、継続審査となっております。このたび地元の農業者団体から種苗法改正案の慎重な審議を求める意見書提出を求める陳情書が提出され、法改正による影響を直接受ける地元農業者からの陳情であること、陳情理由の改正法案の審議は不可避であることを踏まえて、審議に当たっては国民の意見を広く聴取し、丁寧な議論を行うことなどを求めることなどを考慮して、そちらを採択することとしたことから、継続審査中の陳情第1号は不採択とすることにいたしました。

それぞれ以上のように決しましたので、報告します。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 報告が終わりました。

これより陳情第1号 自家増殖を原則禁止とする種苗法改定の取り下げを求める意見書採択についての陳情書の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより陳情第1号 自家増殖を原則禁止とする種苗法改定の取り下げを求める意見書採択についての陳情書の件を採決します。

この採決は起立により行います。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。よって、原案について採決します。

原案を採択することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

起立少数です。

よって、陳情第1号 自家増殖を原則禁止とする種苗法改定の取り下げを求める意見書採択についての陳情書は不採択とすることに決しました。

これより陳情第3号 町道認定に関する要望書の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより陳情第3号 町道認定に関する要望書の件を採決します。

本件は、委員長報告のとおり継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり継続審査とすることに決しました。

これより陳情第4号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める陳情の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより陳情第4号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める陳情の件を採決します。

本件は、委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり採択することに決しました。

これより陳情第5号 種苗法改正案の慎重な審議を求める意見書提出を求める陳情書の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより陳情第5号 種苗法改正案の慎重な審議を求める意見書提出を求める陳情書の件を採決します。

本件は、委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり採択することに決しました。

◎日程第8 議案第5号

○議長(猪狩一郎君) 日程第8、議案第5号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第5号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時01分

再開 午後 3時03分

○議長(猪狩一郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第9 議案第6号

○議長(猪狩一郎君) 日程第9、議案第6号 令和2年度ニセコ町一般会計補正予算の件を議題とします。質疑はありますか。

高瀬議員。

○3番(高瀬浩樹君) 21ページの農業経営基盤強化促進対策費、22節の補助金返還金に対しての

質問をしたいと思います。

たしか平成30年の経営体支援事業ということでこういう事業があったのですがけれども、今回急にこの平成30年に起きたことが今になって戻さなければならないという、この間の説明だとか簡易課税と本則課税の違いによって、本則課税の部分で戻さなければならないということなのですがけれども、もし簡易課税だったら全く受益者側は払わなくてよかったということでもいいのかということが1つと、もう一つは今回何件かポイントがあって、多分その何人かを抽出されていますよね。その中で、これから強制的に本則課税になる場合があると思うのです。2年前の申告によって5,000万円を超えてくると。そういう場合にもまたこれは返還をしなければならないのか、この2つをお願いします。

○議長（猪狩一郎君） 中川課長。

○農政課長（中川博視君） 高瀬議員のご質問にお答えします。

こちらに関しては、30年事業で30年度に購入された機械が次の年、翌年、その翌年の部分で消費税部分の本則と簡易の部分で、たまたまこの方が当初簡易だったのがその翌年から本則に変わってしまったという部分があって、そのときに購入したその部分になっていたもので、それで返還作業が出たよと。補助申請の時点で本則だよということが分かっていたら、消費税部分は最初から外した上で補助金申請をかけるという形になりますので、今回に関してはそういう動きの部分、事業者さんの経営の仕方次第の部分になってしまうので、それで発生してしまったという案件でございます。

2つ目に関しましては、強制的に本則になるという部分もありますけれども、その部分が最初から分かっていたら今後ともなるという形であれば、最初から消費税の部分は補助金対象外とさせていただくという形なので、簡易になっている方が途中から本則に変わる、たまたま機械を入れたときに本則に変わるという形になった場合は、今回のこういう部分がまた今後ともあり得るかなというふうには思います。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 高瀬君。

○3番（高瀬浩樹君） 分かりました。今回受益者側にとっては、ちょっと急な話と言ったらこちらの知識不足かもしれませんが、やはりそういう説明をしていただければこういうことが防げたのかなと思っておりますので、ぜひこれからもこういうことをよろしく説明していただけていただければと思います。お願いします。

○議長（猪狩一郎君） 青羽議員。

○9番（青羽雄士君） 17ページの庁舎整備費、備品購入費、一般備品660万円の件と、それから次のページのこれも備品購入費で1,400万円前後のこれについてちょっとお伺いいたします。

庁舎整備費の備品購入費で、地元ゆかりの画家の絵画、五、六人分で6点ぐらいと、それとオブジェとで550万円ぐらいの予算計上だというふうに伺っています。まず、この点でニセコゆかりの画家なりというのは、私もちょっと知識不足で、どういった方なのかお教えいただきたい。それと、これは、これから発注するものなのか、それとも既に出来上がっている絵画を購入しようとしているのか、その点をお伺いいたします。

それと、次のページの一般備品の1,400万円云々で、赤外線マイクシステム等云々でということの内訳でしたが、その中の内訳をもう一度、ちょっと聞き逃した点があるので、もう少し詳しく説明をいただきたいと思います。というのは、その中には非接触温度測定システムの導入というふうに聞いております。これは、以前コロナ対策のいろんな備品購入等の説明を受けたときに、今試験運用で綺羅乃湯のほうにそれを置いているのだというようなお話を伺ったことがあります。それを購入するのか、それとも全くそれはそれ、これはこれで購入するものなのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 阿部課長。

○総務課長（阿部信幸君） ただいま質問についてお答えしたいと思います。

まず、17ページの備品購入費の絵画の部分でございますが、地元ゆかりという、現在ニセコにお住まいの方、それからゆかりの方ということで、5人から6人ということで予算計上したものでございます。町内に在住されている画家の方が今4名を考えておりました、ちょっとこれから増えるかもしれないということで1人分多く見ているのですけれども、あとゆかりの方というのはこれまでもニセコに絵画の寄附をいただいている藤倉先生を想定しております、それで5人から6人ということで考えております。

それと、もうできているものを買うのかということとこれから発注するのかという話でございますけれども、実はそれぞれの先生にご相談させていただいております、今年度中に絵画をお願いするとしたらいかがでしょうかということで、今回予算この程度ということで計上させていただいているのですけれども、既にこの絵どうだろうという先生もいらっしゃいますし、これからうちのほうで例えば風景の絵を描いてほしいといって注文したら、その風景の絵をこれから作成していただくということで考えている先生もいらっしゃるということで、その先生によって今あるものとこれから作るという方がいらっしゃるという状況でございます。

それと、次の18ページのほうの一般備品の1,400万円のところでございますけれども、まずマイクシステムのほうについて私のほうから説明したいと思います。今回コロナウイルスということで、コロナウイルス対策費のほうで計上させていただいておりますけれども、いろんな会議で議事録を作っていくということで、それに対応するための赤外線マイクシステム、これが1,400万円のうち20台分で43万7,000円ほどの予算を見ているものでございます。こちらは、今後新庁舎で導入予定しております赤外線マイクシステムと同じものを移動型として整備して、庁舎内を含めていろんなところで会議ある場合に使えるマイクシステムということで計上しているものでございます。これがマイク20台分。それと、もう一つ、簡易マイクシステムとしまして16台分、こちらは43万1,000円ほどの予算計上なのですが、少人数の会議、審議会ですとか少人数の会議で使う移動型のマイクシステムということで、持ち運びにも便利であるということからいろんな場所でも使えるということで、こちらのマイクは16台ということで計上しているものでございます。

あと、温度計の体温を測るものにつきましては、担当のほうから説明いたします。

○議長（猪狩一郎君） 中村課長。

○町民生活課長（中村正人君） それでは、私から非接触温度測定システムの件でお答えしたいと

思います。

こちら町民センターのほうに設置しようと考えておりました、綺羅乃湯にある今現在使っているものとはまたちょっと違う形のものでして、タブレットのような形のもので、人が顔を近づけるとぴっとすぐ測定されるというもので、1秒もかからないで測定して、ある温度の設定をしておいたら、それより上がってればアラームと光が光ってお知らせしてくれるというものになります。町民センター各部屋をお貸しする際は、ピストル型というか、表面測る温度計を貸し出しておりました、それで各自測っていただいておりますが、入り口の辺り、バスの待合とかそういったところに来られる方が気軽に温度測れるようにそういったものを設置しようと考えておりました、そちら2台で44万1,000円ということになっております。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 青羽議員。

○9番（青羽雄士君） 今の説明で了解なのですけれども、マイクシステムに20台で四百三十万円とか、そしてさらにその16台の云々で44万円と。そして、今の町民センターの云々がまた何十万円と。足して1,400万円には全然まだ程遠いと思うのです。言っていること分かりますよね。あとの分は何なのでしょう。

○議長（猪狩一郎君） 中村課長。

○町民生活課長（中村正人君） 先ほど内容になかったものですからあれなのですけれども、移動受付支援システムというシステム、役場の住民係で使う転入された方の受付をするシステムということで、そちらが855万8,000円ということでございます。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 斉藤議員。

○5番（斉藤うめ子君） 18ページ、22目13節使用料及び賃借料のところなのですけれども、会議録作成支援音声認識システム使用料44万円、説明では月額8万円で5か月間使用料がこれだけかかるというのですけれども、音声文字起こしです。これ非常に必要というか、大切なのですけれども、こういうものを賃借料となっているのですけれども、これは購入したりということはないのでしょうか。それで、44万円、1か月8万円、それでこれまでどうされていたのかなと思うのですけれども、またこれから先はどうされるのか、その辺のところを詳しく教えていただきたいなと思っています。例えば議会でも何でも質問とかいろんなことに対して全部文字起こしとかされているようなのですけれども、それは業者に発注していますけれども、これはこういう機器を賃借料してこちらでやるものでこれだけかかる。ならば、例えばそういうシステムを買い取るとかそういうことはできないものなのでしょうか。ちょっとそこ教えていただきたいと思っています。

それから、もう一点、20ページの4款衛生費、2目予防費、12節と19節なのですけれども、子ども向け定期予防接種についてももう少しお伺いしたいと思います。ロタウイルスワクチンを今年から接種ということなのですけれども、対象の子ども年齢とか人数とか、それから安全性とか、これ全く初めてのワクチンになるのでしょうか。その辺のところをもう少し説明していただきたいと思っています。2点です。

○議長（猪狩一郎君） 阿部課長。

○総務課長（阿部信幸君） 初めに、18ページの使用料のほうの説明を私のほうからさせていただきますと思います。

今、議会の議事録等も頼んでいるところにテープを、テープというか、録音したものをお渡しして、それで人手を使ってテープ起こしをしているかと思うのですが、今回はクラウド上にあるシステムに音声データを送るようなイメージなのです。そのシステムを借りるということになります。何で買い取りしないのかということですが、辞書なんかの更新も随時されていて、そして使えば使うほど例えばニセコの地名ですとかそういうの変換の確率というか、精度もよくなるということで、クラウド上のシステムにデータを送って、そこで自動で変換されてきたものを、テキストとして戻ってくるものを最終的にもう一度もちろん目で見なければならぬのですけれども、編集というか、訂正していくというようなシステムでございまして、それで使用料ということで、そのシステムを使わせてもらう使用料ということでございます。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） では、斉藤議員のご質問、予防費のところについてご説明いたします。

今回のこの予防接種につきましては、10月1日から施行されます予防接種法施行令の一部を改正する政令に基づき、ロタウイルスの感染症がA類疾病に追加されることに伴って実施するものでございます。今回の対象者につきましては、令和2年8月1日以後に生まれた者で、対象は生後6週から8か月までの者が対象となります。予算の対象人数でございますが、この委託料につきましては15名程度で、扶助費のほう11万7,000円につきましては5名程度、合わせて20名程度の予算ということになってございます。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 斉藤議員。

○5番（斉藤うめ子君） ちょっと順序後からになるのですが、このロタウイルスというのは定期予防接種で、これは全国の自治体が皆さん受け入れるわけですか。大体受け入れて、そして年齢は非常に幼いのですが、年齢の期間というのは非常に限定されることになるわけですか。その前後、それ以上の8月以前に生まれた子とか、そういう場合はどういうふうになるのでしょうか。期間とか、それから安全性とかはどんなものなのでしょうか。そこをもう少し教えていただきたいと思っています。

それから、機械のこと、クラウド上に音声を送って、結局今まで業者に頼んでいたものをそういうシステム化、ソフトか何かを利用して、戻ってきたものをこちらでやるというのですか、少し。そうすると、費用とかが大分業者に頼むよりは安くなる可能性があるということになりますか。これからこういうのすごく絶対必要だとは思いますが、先ほどもお伺いしたように今までは全部業者にお任せしていたわけですか。ではなくて、やはりこういうのを使っていた。違うのですか。すみません。難しくよく分からない。

○議長（猪狩一郎君） 阿部課長。

○総務課長（阿部信幸君） これまで議会のような、こういう場での議事録は業者さんをお願いしてやっていたのです。ただ、いろんな大きな会議から小さな会議までありますけれども、議事録を起こすほとんどの会議が職員自らがテープ聞きながら文字起こしをしていたということなのです。なものですから、そういう職員というか、ある意味素人が起こすものですから時間もかかりますし、そういうところの時間の短縮ですとか変換の精度を上げるということに関してもこういうシステムを入れて、職員の仕事の時間の短縮ということと、それから全部のそれを今、議会をお願いしているような業者さんに頼むとなると大分経費もかかってくると思いますので、その辺はこういうシステムを入れることによってある意味短い時間で議事録ができるということと費用の面も抑えられるのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 齊藤議員。

○5番（齊藤うめ子君） 今のことで、これ精度は大分いいのでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） 齊藤議員の2回目の質問ですか、にお答えさせていただきたいと思えます。

全国の自治体で実施するのかというところなのですけれども、令和2年1月17日に厚生労働省の健康局長が発出している文書に基づいてこの事業実施になりますので、全ての自治体で実施されるものと思えます。それと、対象などにつきましてもこの通知によりまして生後何か月とか、指定しているワクチン等がありますので、これに基づき実施されるということになりますので、こちらに基づいての実施ということでご理解いただければなと思えます。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 齊藤議員。

○5番（齊藤うめ子君） 桜井課長、年齢のこととかをもう少し伺ったのですけれども。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） 年齢につきましては、先ほども申し上げましたが、再度ご説明させていただきますか。生後6週から8か月までとなっております。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 阿部課長。

○総務課長（阿部信幸君） 精度なのですが、1度デモを見たのですが、1度議会のこういうシステムを使って録音したものを変換したというのをデモとして見たのですが、何%というのはちょっと難しいのですが、かなり精度的にはいいかなと思って見ました。ただ、先ほどもちょっと申し上げましたように固有名詞なんかはなかなか、例えばニセコ町字富士見と言ったのが富士見ではなくて違うで表現されたりとかということはあるのかなと。ただ、それも使っていくうちに学習するということですか、そういうのでだんだん変換率も上がってくるというふうに聞いておりますので、イメージとしては音声データを変換してもらって、戻ってきたテキストファイル、文字になったフ

ファイルを担当者がばあっと見て行って、明らかに間違っている文字も当然出てくると思いますので、それを再度ワープロ感覚で直していくと、そんなような感じかなというふうに思っています。精度はかなりいいものだというふうに思っております。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 3点お聞きいたします。

17ページ、総務費、自治創生費の委託料について1点お尋ねします。森林ビジョンというものを今年度補正をつけて策定するわけですけれども、今回の補正ですから実際に発注契約されるのは10月に入ってしまうのかなと思うのです。そうしますと、約半年間ということですが、かなり時間的には厳しいのではないかと考えています。と申しますのは、このビジョン作成に当たりましては、前年度の基礎調査でかなりヒアリング綿密にやっておりますけれども、このビジョン策定に当たっても現在の山持ちの方、林業の担い手の方、あるいは事業者の方たちとの論議や意見交換というのは非常に大切なのではないかと考えています。そういった意味で、この約半年の間にそういった意見交換等の工程が確保できるかどうかちょっと心配もありますので、お尋ねしたいと思います。

それから、2番目は、同じく総務費の庁舎整備費の備品購入費、先ほど青羽議員もお話がありましたけれども、この絵画あるいはオブジェの購入に当たりまして例えば作品の選定の委員会とか、そういった担当職員だけではなくて委員会などを設けて、そこで作品を選ぶとか、あるいは価格を決めていくとか、そういう手続があるのか、ないのかお聞きいたします。

それから、3点目、18ページですが、新型コロナウイルス特別対策費のうちの委託料、省エネ診断等支援業務委託料で観光事業者向けアドバイスということで、恐らくこれはこれまでも行われていたCO<sub>2</sub>削減を目的として、従来は多分エネルギー高度化の補助金があったと思うのですが、それによって事業を進めてきたのではないかと考えていますが、今回コロナ対策に位置づけているということの意味合いについてお聞きいたします。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 柏木参事。

○企画環境課参事（柏木邦子君） ただいまの高木議員のご質問にお答えします。

まず、1点目の森林ビジョンの関係で、これから補正ということで時間的に厳しいのではないかとのご指摘をいただいたのですけれども、委託先につきましては昨年度調査しました会社に一社随契ということで委託をすることを予定しております。昨年度の調査なんかのベースもございますので、山主さんですとか、あるいは森林組合、あとご関係の事業者さん、そこの顔つなぎにつきましては既にできているという状況がございますので、今月中には見積り合わせしまして契約をして、すぐ検討の会議も立ち上げてということで今予定しております。なので、年度内には間違いなく終わらせるということで、契約期間もそのように予定しておりますので、よろしく願いいたします。

次の3点目の省エネ診断の関係なのですけれども、確かに従来例えば綺羅乃湯ですとか具体的な施設なんかの省エネ対策だとか国の補助金使いながらやってきたところではあるのですが、今回は

コロナ対策ということで、具体的に町内の観光事業者さん、規模にもよるのですが、ただいま5社から10社ぐらいかなと想定をしておいて、そこに実際受託業者に入ってもらって、省エネ診断、エスコ事業のような形で実際に入っていて、省エネ改修だとか、あるいは設備の入替えだとか、そういったところでどれだけ経費を下げる可能性があるのかというところを具体的に診断をしてもらうと。その結果をもってその対策を実際にやっていくことによって事業者さんの経費を下げる、幾ら下げられるという可能性を実際に診断をするというような事業を予定しております。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 阿部課長。

○総務課長（阿部信幸君） 備品購入費の絵画の部分でございますけれども、現在作品の選定に関する委員会等を開催するという予定はしておりません。作家さんのほうと1度打合せさせていただいたという話は先ほどしましたけれども、この場所にこのぐらいのかけるスペースがあるということで大ざっぱに、大ざっぱと言ったら言い方が、すみません、適切ではないかもしれませんが、風景の絵を描いてほしいというような、例えばそういうお願いをしようかなというふうにとか、そういうのを出してくれないと何描いたら分からないとも言われていますので、そういうイメージで発注しようと思っています。あまり細かくうちが指示すると、それちょっと難しいねと言われた先生もいらっしゃいますので、その辺のこの場所に合う描く先生のイメージというか、そういうものを大事にとか、尊重して発注しようというふうには思っています。ただ、大枠に静物画がいいとか景色がいいとか、そういうのはうちのほうで何か指示欲しいという先生もいらっしゃいますので、そういう方にはそういう方向で何かお願いするときには例えば羊蹄山の絵をお願いしますとか、ニセコの絵をお願いしますというような形でお願いしようかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 篠原議員。

○1番（篠原正男君） 20ページの2目予防費で、12節委託料及び19節の扶助費でありますけれども、特に扶助費に関わってですけれども、一人頭割り返すと大体2万円ぐらい費用としてかかるのかなというふうに思います。そこで、お伺いいたしますが、一時立て替えてきて、役場窓口担当のところに領収書等を持参した後、何日ぐらいに該当者への支払い行為が完了するのか。想定でも結構でございますので、おおよその日数お知らせください。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） ご質問いただきありがとうございます。この扶助費につきましては、単価7,740円を3回接種いただくという仕組みになっております。領収書をお持ちいただいてからは、通常のルールでいいますと2週間以内にお支払いというような日程になっております。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 篠原議員。

○1番（篠原正男君） 通常であれば2週間以内ということでありまして、特に本来はニセコ医院で全てを賄えればいいのですが、何らかの理由があって他の医療機関にかかるということが

まず想定されているわけです。その中では、やはりいかに早く立て替えた分を町がお返しをするかという努力がまず基本的に求められるのではないかなというふうに考えますので、これにかかわらずいわゆる扶助費の類に関わるものについては、2週間という枠ではなくて、なるべく早く該当者にお支払いをするという努力はできないものかどうか、お願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） お答えいたします。

今2週間と言ったのは事務手続のルール、原則でございますので、必要に応じてはそれにももちろん対応させていただきたいなと思いますので、まずご相談いただければいいのかなというふうに思っております。

また、今回のこの扶助費の予算科目の設置につきましては、基本的には里帰り出産などをさせていて、遠く離れた実家のほうの病院で受けるものについて該当するのかなというところでございますので、その方が例えばある程度の期間を終えてニセコにお戻りになったときに申請いただくというのが今までの多いパターンですので、それも含めて何かよい形ができれば、さらに検討していくことができるのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 篠原議員。

○1番（篠原正男君） その取組の姿勢として、相談があればということではなくて、やはりこれは速やかにお支払いするという体制を日頃からつくっていく必要があるのではないかなと私は思うのですが、特に里帰りであろうが、何であろうが、要するに一時立て替えて、またこっちに帰ってきて申請するということですから、相当数の日数がそこで費やされているということで、支給お支払いということが必要になるのではないかなというふうに私自身は考えておりますので、その手だてを何か取れないかどうか、再度お伺いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） 現在の役場内の事務ルールにおいては、当然一定のルールの中で我々事務作業をしているというところでございますが、このような場合、例えば貧困家庭であるとか、そういった場合に特別な事情がある場合にはやはり特別な事情を考慮した上での対応が必要かなというふうに思っております。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 林副町長。

○副町長（林 知己君） 特別な事情もあるでしょうし、基本的には2週間以内にお支払いするというのは大原則ですので、申請を受けたら素早く払うような体制は取っていききたいと思います。お願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 小松議員。

○7番（小松弘幸君） 17ページ、14節工事請負費、役場庁舎・防災センター建設工事ですが、気象観測用のアンテナ支柱と防災ラジオのアンテナマストで、将来FMアンテナを設置されるための工事と聞いておりますけれども、アンテナというのは高いほど送信範囲が網羅されると思うのです。

そういったことを考えると、新しい庁舎と小学校の屋上ではどちらが高いのかなと僕は疑問に思ったのです。地盤からすると小学校のほうが高いのかなという思いがあったものですから、もし新庁舎のほうが低ければ小学校にアンテナつけたほうがいいのではないかなという思いがあったものですから、これについてお伺いしたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） ありがとうございます。まず、今回の部分については、送信所といますか、中央のラジオニセコが駄目になったという場合にこちらのほうから緊急的に実施するということもあり得るのではないかとという中で、新庁舎をせっかく建てるのであるから、後から手戻りになるような作業がないように建てる前からアンテナがつけられるような造作をしておけば、例えば庁舎の穴を空けるところも後から空けずに済むとかということも含めて行えるということで、今のうちからやらせていただくという考え方で進めておりました。ニセコ小学校で設置するということは、正直申し上げてちょっと想定をしておりませんで、役場庁舎で、防災センターでもあるわけですから、ここで身動きしながら作業するのが一番効率的だろうということで、そこだけを申し訳ありませんが、想定をしていたということで、いずれにしろ今の小学校に例えば立てるとなれば、また新たな工事として小学校のどこかに穴空けるとかいろいろ出てくるということがあるのだと思いますが、そういうようなことを役場庁舎においては避けるために今のうちから立てられるような状況だけはつくっておくと、そのような工事をさせていただくという考えでやらせていただいたところでございます。

それから、高さの部分というところについては、ちょっとごめんなさい、私のほうできちっと控えてはおりませんが、適切などころに立てさせていただくとなれば、ただちょっと高いからといって、それでその場所で本当に発信がいいのかどうかということもちょっと調べてみないと分からないというところがありますので、今は何ともお答えはできませんけれども、防災センターがある拠点での発信と、そのことを基本に考えさせていただいているということでございます。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 小松議員。

○7番（小松弘幸君） 今防災センターのがあるからということで庁舎のところにアンテナが必要、立てるという考え方はあるのでしょうかけれども、やはり将来は少しでも高いところからアンテナがあることで送受信がしやすい状況を今後考えていかなければいけないと思いますので、今後検討していただきたいと思います。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 林副町長。

○副町長（林 知己君） ラジオニセコのアンテナにつきましては、現在どこに立てたら一番最高の場所というか、電波が広く通じる場所か、難聴地区も含めていいのか今調査をしております、それはその一つとして選定作業をしております。今回役場庁舎が建つ上で防災センターとの絡みで、将来的にいろんな災害起きたりとか状況に応じて新役場庁舎においても対応できるような準備を進めていくということですので、2つの方向で今進んでいるということでご理解いただきたいと

思います。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第6号 令和2年度ニセコ町一般会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第10 議案第7号

○議長（猪狩一郎君） 日程第10、議案第7号 令和2年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計補正予算の件を議題とします。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第7号 令和2年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第8号

○議長（猪狩一郎君） 日程第11、議案第8号 令和2年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算の件を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第8号 令和2年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 発議第8号から日程第14 発議第9号

○議長（猪狩一郎君） 日程第12、発議第8号 地方税財源の確保を求める意見書案から日程第14、発議第9号 国土強靱化に資する道路の整備に関する意見書案の件までの3件を一括議題とします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

篠原総務常任委員長。

○総務常任委員長（篠原正男君） 去る9月8日の本会議において当委員会に付託されました発議第8号 地方税財源の確保を求める意見書案及び発議第10号 プラスチックごみを出さないシステムの確立を求める意見書案の2件の審議結果を報告いたします。

9月8日、全委員出席の下に総務常任委員会を開催し、慎重審議いたしました。まず、発議第8号 地方税財源の確保を求める意見書案については、その内容を妥当と認め、別紙報告書のとおり原案可決すべきものと決しました。

発議第10号 プラスチックごみを出さないシステムの確立を求める意見書案もその内容を妥当と認め、別紙報告書のとおり原案可決すべきものと決しました。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 次に、木下産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（木下裕三君） 去る9月8日の本会議において当委員会に付託され発議第9号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書案は、9月8日、全員出席の下に産業建設常任委員会を開催し、慎重審議しましたので、結果を報告します。

発議第9号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書案は、その内容を妥当と認め、原案可決すべきものと決しましたので、報告します。

よろしくご審議お願いします。

○議長（猪狩一郎君） 報告が終わりました。

#### ◎会議時間の延長

○議長（猪狩一郎君） 議事の都合によりあらかじめ会議の時間を延長します。

#### ◎日程第12 発議第8号から日程第14 発議第9号（続行）

○議長（猪狩一郎君） これより発議第8号 地方税財源の確保を求める意見書案の委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより発議第8号 地方税財源の確保を求める意見書案の件を採決します。

本件は、委員長報告のとおり原案可決すべきものとするにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり原案可決すべきものとするに決しました。

これより発議第10号 プラスチックごみを出さないシステムの確立を求める意見書案の委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより発議第10号 プラスチックごみを出さないシステムの確立を求める意見書案の件を採決します。

本件は、委員長報告のとおり原案可決すべきものとするにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり原案可決すべきものとするに決しました。

これより発議第9号 国土強靱化に資する道路の整備に関する意見書案の委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより発議第9号 国土強靱化に資する道路の整備に関する意見書案の件を採決します。

本件は、委員長報告のとおり原案可決すべきものとするにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり原案可決すべきものとするに決しました。

◎日程第15 議員派遣の件について

○議長（猪狩一郎君） 日程第15、議員派遣の件についての件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件は、お手元に配付したとおり派遣することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配付したとおり派遣することに決しました。

◎日程第16 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（猪狩一郎君） 日程第16、閉会中の継続調査の申し出についての件を議題とします。

議会運営委員長より、お手元に配付したとおり会議規則第74条の規定により閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員長から申出のとおり閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり閉会中の継続調査に付することによって決しました。

◎日程第17 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（猪狩一郎君） 日程第17、閉会中の継続審査の申し出についての件を議題とします。

産業建設常任委員長より、お手元に配付したとおり会議規則第74条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。産業建設常任委員長から申出のとおり閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり閉会中の継続審査に付することによって決しました。

◎日程第18 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（猪狩一郎君） 日程第18、閉会中の継続審査の申し出についての件を議題とします。

決算特別委員長より、お手元に配付したとおり会議規則第74条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。決算特別委員長から申出のとおり閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。  
この際、暫時休憩します。

休憩 午後 3時53分

再開 午後 3時56分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程追加の議決

○議長（猪狩一郎君） お諮りします。

先ほど町長から議案第9号 ニセコ町教育委員会教育長の任命について及び議案第10号 令和2年度ニセコ町一般会計補正予算の件の2件が、木下裕三議員から意見案第3号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書及び意見案第4号 種苗法改正案の慎重な審議を求める意見書の件2件がそれぞれ提出されました。

この際、これら4件を日程に追加し、議案第9号を追加日程第19、議案第10号を追加日程第20、意見案第3号を追加日程第21、意見案第4号を追加日程第22として追加日程して議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号を追加日程第19、議案第10号を追加日程第20、意見案第3号を追加日程第21、意見案第4号を追加日程第22として議題とすることに決定しました。

◎日程第19 議案第9号から日程第20 議案第10号

○議長（猪狩一郎君） 日程第19、議案第9号 ニセコ町教育委員会教育長の任命についての件及び日程第20、議案第10号 令和2年度ニセコ町一般会計補正予算の件の2件を一括議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

副町長、林知己君。

○副町長（林 知己君） それでは、日程第19、議案第9号 ニセコ町教育委員会教育長の任命についてでございます。

議案の2ページを御覧ください。議案第9号 ニセコ町教育委員会教育長の任命について。

下記の者をニセコ町教育委員会の教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記、住所、札幌市豊平区平岸4条16丁目5の1の103、氏名、片岡辰三、昭和27年9月15日生まれ。

令和2年9月16日提出、ニセコ町長、片山健也。

本案におきましては、教育委員会教育長を務められております菊地博さんが願い出により本年9月30日をもって退任されることになりました。勇退されます菊地さんにおかれましては、8年の長

きにわたり教育長として本町教育の振興発展にご尽力をいただきました。厚く感謝を申し上げます。本議案は、新たに片岡辰三さんを教育長に任命することについて議会に同意を求めらるるものでございます。

片岡さんの略歴等につきましては、3ページから5ページに掲載してございます。片岡さんは、これまで道内の各高等学校、北海道教育庁で勤務され、平成25年3月に札幌西高等学校校長を最後に勇退後は専門学校の校長等を歴任され、平成28年4月より札幌国際大学に奉職、現在スポーツ人間学部の教授を務めております。ニセコ町の出身者として本町の教育の状況についても把握され、活性化に向けたご提案もいただくなど、教育、学術及び文化に関し識見を有しており、今回信任の同意を求めらるるものでございます。

議案第9号に関する提案理由の説明は以上でございます。

続きまして、日程第20、議案第10号 令和2年度ニセコ町一般会計補正予算について説明をいたします。追加でお配りしております議案第10号、議案の1ページをお開きください。議案第10号 令和2年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和2年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ160万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億9,108万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月16日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正の歳入を2ページ、歳出を3ページに載せてございます。

4ページを御覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳入を載せてございます。

5ページの歳出を御覧ください。今回の歳出の合計160万円増額の補正の財源については、全て一般財源でございます。

説明の都合上、歳出の7ページを御覧ください。2款総務費、1項総務管理費、22目新型コロナウイルス特別対策費、18節負担金補助及び交付金では、元気応援花火大会支援事業補助160万円の補正計上でございます。こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ニセコ町、観光協会、商工会で開催予定の各種のイベントが中止となっております。このような状況を鑑み、ニセコ町商工会青年部において町内の子どもたちに楽しんでもらうため、花火の打ち上げイベントを開催するものでございます。開催日時については10月中旬頃に、場所は本町の運動公園で行う予定でございます。なお、3密対策として会場内に入れる対象者は子どもと保護者のみとし、周知方法は町内の小中学校を通してチラシを配布する予定です。そのため会場の特設の駐車場は設けず、駐車場は運動公園内のみとし、飲食等の出店対応も行わない予定でございます。

続いて、歳入について、6ページをお開きください。20款1項1目繰越金、1節前年度繰越金において歳入歳出均衡を図るため、前年度繰越金を160万円増額補正するものでございます。

今回の補正に関わります各会計総括書及び一般会計の歳入及び歳出の内訳、補正予算の内訳につきましては、別冊でお配りしております追加議案分の補正予算資料ナンバー2、こちらを御覧いただきたいというふうに思います。

提案議案の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（猪狩一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これよりニセコ町教育委員会教育長の任命についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第9号 ニセコ町教育委員会教育長の任命についての件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第10号 令和2年度ニセコ町一般会計補正予算の件を議題とします。質疑はありませんか。

青羽議員。

○9番（青羽雄士君） 160万円、花火大会を実施するというようなことで、大変いいことだなと思っております。ただ、この過程、町のほうから例えば商工会の青年部のほうに申し出てやらないかと、予算もあるし、やらないかというようなことなのか、それとも商工会青年部のほうからぜひともやりたいのだけれども、何かないだろうかというようなことだったのか、その辺聞いておきたいなと思っております。それと、この160万円分といえば大体何発ぐらいのものの規模を想定しているのか、それだけ伺います。

○議長（猪狩一郎君） 福村課長。

○商工観光課長（福村一広君） 青羽議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、経過でございますけれども、先般5月末だったかと思うのですが、細かい日程ちょっと忘れたのですが、今年の七夕の夕べの実行委員会がございまして、その中で議論したときに今回は中止ということになったのですが、実行委員の中から子どもたちのために何かできることはな

いのかという意見がございまして、その中で一応今の現状ではなかなか難しいので、頃合いを見て検討しようということで、実行委員長である青年部長の日向君のほうから最終的に話がありまして、先般いろいろコロナの状況移り変わる中で、青年会のほうで先月と今月2回ほど何か協議したようで、子どもたちのために花火できないだろうかということで1度私のほうにも相談を受けております。最終的には先週の金曜日に青年部から正式に町のほうに財政的な支援も含めて要請がありまして、そういう経過を経て今般に至っているということでございます。

それから、費用の部分ですけれども、160万円のうち花火代が150万円、そのほかりース代とか消耗品だとか10万円足していますけれども、160万円で行います。花火につきましては、今の現在の予定では1,000発を予定しております。通常の花火大会が去年は1,500発ということで、500発少ないのですけれども、今回はコロナの対策ということで、少し玉を大きくする形で、できるだけ高く打ち上げて町内見えるようにしたいという青年部の意向がございましたので、こういう予算組みになったということでございます。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 齊藤議員。

○5番（齊藤うめ子君） この花火大会のことでお聞きします。子どもというのは、大体何歳ぐらいからを想定して、そして子どもと保護者というのですけれども、町内だけに限られるのか、その辺のところを教えていただきたいなと思っているのですけれども、何人ぐらいを想定していらっしゃるでしょうか。その2点教えていただきたいと思っています。

○議長（猪狩一郎君） 福村課長。

○商工観光課長（福村一広君） 齊藤議員のご質問にお答えしますが、今回の花火大会の青年部の事業計画では、周知するのは小学校と中学校、ですから近藤小学校の皆さんとニセコ小学校、ニセコ中学校の皆さんということとしております。ですから、対象も小中学生と、それからその保護者という形になります。運動公園内に一応そのバリケードというか、張りまして、その中で小中学生と保護者については見ていただくと。ニセコ町民については、ご自宅だとか離れたところから見ていただくようお願いするというので、警備等は青年会でやるということでございます。対象は、基本的には周知は町民にしか行いませんので、対象はニセコ町民ということになると思います。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 篠原議員。

○1番（篠原正男君） 対象が町内の小学生と中学生は分かるのですけれども、約1,000発打ち上げて、今回の花火を打ち上げる意義というか、単に打ち上げて、子どもたちを集めて打ち上げて、ああ、よかったなというので終わるのか、ではなくてもう少しやはりせっかくやるのであれば何らかの形、意義づけをすべきでないかなと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 福村課長。

○商工観光課長（福村一広君） 今回の花火大会につきましては、確かに花火を上げることで自己満足に終わるのではないかという意見も当然ございました。ただ、青年会の思いとしては、七夕の夕べだとか各種イベントがかなり中止になって、子どもたちが笑顔になっていただく機会がすごく

減っているということをすごく心配しております、花火を見て笑顔になってもらって、希望や元気を届けたいという青年会の思いがありますので、こちらの思いを酌み取りまして、今回補正をさせていただいたというところがございます、確かに自己満足で終わるのではないかという意見もございますけれども、そういった青年会の思いと子どもたちが笑顔になっていただいて、次のまたコロナに負けないように頑張っていけるような勇気づけをしていただければいいのかなというふうに、町長と懇談したときにはそういうお話をさせていただいたところがございます。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 篠原議員。

○1番（篠原正男君） どう考えても私の頭の中では打ち上げ花火を見て、子どもたちが笑顔になったり、満足したりという姿がなかなか浮かび上がらない。私のイメージの中では、そこに集ったときに何か花火以外のものがあったり、もしくは花火を通じて何らかの形での交流があったりというような、そんなイメージをやっぱり持たざるを得ない。町としては、約1,000発の花火を打ち上げて、ニセコ町の小中学生が笑顔になると、そう思って予算をつけるということでしょうか。再度お伺いします。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 先般私のところにも商工会青年部の会長さん、事務局含めて来て、これまでの七夕の夕べの実行委員会の思い、残念ながら開催できないと。しかし、何とか子どもたちに先ほど福村課長が言ったとおり笑顔が続けたいという思いが強くて、率直に言うと花火をやるのが本当にいいのかという思い私自身もありましたけれども、商工会青年部の皆さんが何とか私たちが努力することによって、子どもたちにちょっとでもきれいだな、よかったなという勇気づけしたいと。ほとんど今いろんな行事がなくなっているという熱意をきちっと訴えておられましたので、バスがどうするとか我々行政としてはいろんなことありますが、3密を避けながら、来れる人限定されてしまうと思いますけれども、それでもやりたいと。そして、来年に希望をつなげたいという強い意思がありましたので、そこは町としてもそういった青年たちの熱い思いを応援させていただきたいということで、今回議会提案させていただいたというような状況でございます。イベント各種中止になったり、3密避ける、いろんな懸念がありますけれども、そこも青年たちが何とか頑張っ てやりたいということですので、ぜひそういった熱い気持ちをお酌み取りいただければありがたいというふうに思っております。よろしくお願いたします。

○議長（猪狩一郎君） 篠原議員。

○1番（篠原正男君） 熱い気持ちは十分分かるのですが、打ち上げ花火とどうも私自身は子どもたちの笑顔というものがなかなか結びつかないでいるというのが現状であります。百歩譲って、実施時期が10月中旬のことを予定しているということですが、10月中旬の恐らく午後7時頃始まるのかなというふうに思いますが、その状況の気象状況というのはどのように把握されているのでしょうか。真冬でも過去には花火大会を行っていましたから、特に上げるには問題ないと思いますけれども、それら総合してどのように考えておられるのか再度お伺いします。

○議長（猪狩一郎君） 福村課長。

○商工観光課長（福村一広君） 篠原議員の再質問にお答えしたいと思います。

今回上げる10月中旬は、一応6時半という設定で、日没も早くなっているということで、寒さもあまり遅くなるとかなり冷え込んできますので、できるだけ早く上げたいと。それで、青年部のほうではできるだけ可能な限り時間を早めて上げるように花火師さんと交渉して、6時半と決めたようでございます。時間にしては、1,000発といたしましても1時間もかからないで上げてしまいますので、ほぼ30分程度で終わるのではないかと。

（「15分です」の声あり）

15分ですか。時間のタイムスケジュールについてまだまだ調整終わっていませんけれども、いずれにしても15分から30分ぐらいだと思いますが、その程度でございますので、防寒等をしていただいた中で見ていただければと思っております。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第10号 令和2年度ニセコ町一般会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第21 意見案第3号から日程第22 意見案第4号

○議長（猪狩一郎君） 日程第21、意見案第3号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書及び日程第22、意見案第4号 種苗法改正案の慎重な審議を求める意見書の件の2件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

木下裕三君。

○2番（木下裕三君） 本件は、議員各位のご理解をいただき採択されました請願第4号及び第5号の意見書です。私木下が提出者となり、高木議員、浜本議員、青羽議員、高瀬議員が賛成者とな

って、内閣総理大臣ほか関係大臣に対して地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出しようとするものです。

それでは、意見書の趣旨をもって説明に代えさせていただきます。

意見案第3号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書。

軽油引取税は、平成21年度の地方税法の改正で道路特定財源から一般財源化され、道路の使用に直接関連しない機械等に使われる軽油に設けられる免税制度が平成30年3月末で廃止される予定となっていたが、索道事業者等からの強い要望により令和3年3月末までの3年の延長が認められてきた。索道事業では、スキー場のゲレンデ整備に使用する圧雪車の燃料、降雪機の動力源として使用する軽油について免税となっており、この制度がなくなればスキー人口の減少等から大変厳しいスキー場の経営環境をさらに圧迫し、ひいては北海道の観光及び経済にも大きな打撃を与えることが危惧される。当町内のスキー場でも安全、安心かつ快適なゲレンデを提供するため、雪面整備に圧雪車等の使用をしており、スキー場の経営維持に軽油引取税の免税措置は不可欠なものとなっている。国においては、索道事業者、農林水産事業者、鉱物採掘事業者など幅広い産業の経営が圧迫され、地域経済を支えている産業の衰退を招くことのないよう軽油引取税の課税免除措置を継続するよう強く要望するため、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

次に、意見書案第4号 種苗法改正案の慎重な審議を求める意見書。

主要農作物種子法が2018年4月に廃止され、国民の主要食料である米や麦などの種子の安定供給への不安感が払拭されない中で、本年の通常国会に多くの懸念事項が内包する種苗法の一部改正案が提出された。種苗法の改正は、北海道の農業生産にも大きく関わる案件として捉えており、近年問題となっている我が国の優良品種の海外流出を法的に規制することは極めて重要だ。その一方で品種開発者の育成者権利を高め、自家増殖を許諾制へと見直すことで農業者の権利である自家増殖が弱められ、新たな費用負担が生じるなどの課題や外資系出資会社を通じた海外流出への不安も懸念される。こうした中、種苗法改正案は、通常国会で十分な審議時間が確保できず、今秋開会予定の臨時国会での継続審議となった。今後の審議において廃止なった主要農作物種子法での役割を再考し、優良種子の安定確保、安価供給の継続に向けた公的機関における農産物種子の研究開発の維持と地方財政措置の位置づけを強化することなど、国民の意見を幅広く聴取し、十分に時間をかけて丁寧な議論を行い、農業者が将来にわたり安心して作付できるよう慎重な取扱いをされるよう要望するため意見書を提出する。

両案ともよろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより意見案第3号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書の質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより意見案第3号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより意見案第4号 種苗法改正案の慎重な審議を求める意見書の質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより意見案第4号 種苗法改正案の慎重な審議を求める意見書の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎動議の提出

(「議長」の声あり)

○議長(猪狩一郎君) 高木さん。

○8番(高木直良君) 神恵内村における核ごみ処理施設をめぐる動向に対する町長の見解を問う

緊急質問をしたいと思いますので、同意を求める動議を提出いたします。

(「賛成」の声あり)

○議長(猪狩一郎君) ただいま高木直良君から神恵内村における核ごみ処理施設をめぐる動向に対する町長の見解を伺う緊急質問をしたいという動議がありました。

賛成の声がありますので、動議は成立しました。

したがって、高木直良君の緊急質問の件を議題として採決します。

この採決は起立によって行います。

高木直良君から神恵内村における核ごみ処理施設をめぐる動向に対する町長の見解を伺う緊急質問を日程に追加し、追加日程第23として発言を許すことに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

起立多数です。

したがって、高木直良君の神恵内村における核ごみ処理施設をめぐる動向に対する町長の見解を伺うの緊急質問を日程に追加し、追加日程第23として発言を許すことを決定します。

#### ◎緊急質問

○議長(猪狩一郎君) 高木直良君の発言を許します。

○8番(高木直良君) ありがとうございます。

ご承知のように寿都町の問題に引き続きまして、急な動きでありますけれども、現在神恵内村における議会に対して核ごみ処理施設を村として受け入れる請願が提出されて審議中であります。この問題は非常に重要な問題であり、寿都町における説明会の状況も日々報道されてまいりました。寿都町の町長が文献調査に手を挙げるということの動きがあった際に、報道された以降あまり時間を置かずに山麓7町村長会の意見表明がされました。この中では、明確にこの文献調査に手を挙げることにに対する反対の意思もうたわれている内容であります。私は、今回の神恵内村におけるこの動向につきましても共通した問題を含んでいるというふうに思っております。その意味から、私としては、あるいは皆さんが今動議に対して賛成いただきましたように、この問題が非常に重要であり、非常に緊急に動いているという状況に鑑みまして、改めまして山麓町村会の会長であるニセコ町長、あるいはニセコ町長独自の立場からもこの問題についての所見を伺いたいと思っております。恐らく問題の性質上、寿都町の問題と共通しておりますので、同じような見解をお持ちかと思えますけれども、改めて所見を明らかにしていただくように求めるものであります。よろしくお願いいたします。

○議長(猪狩一郎君) 片山町長。

○町長(片山健也君) ただいま高木議員から神恵内の状況についてということでご質問をいただきました。現在神恵内においては、議会でも今日あたり審議、委員会でやられているかと思っておりますが、今お聞きしているのは商工会からの請願をどうするかという議論であります。それは、あくまでも自治体内部の作業の議論のことでありますので、今ニセコ町長としても、山麓町村会の会長としてもコメントするような状況にはないというふうに思っております。内部で議論をするのにはほかの

まちが、首長がコメントすることは、特に議会に対してはあり得ないというふうに思いますので、コメントは今のところ発することはできないということで回答申し上げたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 今、村自体の問題、あるいは村議会の問題というお話がありました。確かに現時点の動きはそうです。例えば寿都町の問題につきましても、片岡町長は再三にわたりまして文献調査の問題であって、処理施設を造るという問題ではないと言いつつ、一応町内の7か所での説明会を終えました。今後動いていくわけです。現時点で議会に対して何か物を申すというよりは、この問題の持っている性格、最終的には日本国全体の問題ではあると思うのですが、やはり近隣、直近の自治体として、この問題が今後推移していくわけですから、その前に結論を町全体で恐らく議会の請願、それからそれを受けての町としての行政としての判断、そういうものが当然動いてくるわけです。それを途中で何か割り込むという意味ではなくて、この問題の持つ性格なり、これが進んでいった場合の、近くはこの地域の問題でもありますけれども、大きく見れば北海道あるいは日本全体の問題でもあるというところからぜひ所見を出していただければ、私は介入という意味では全くなくて、どう考えているということの発信をしていただきたいという意見であります。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 神恵内の村長さんは、現在後志町村会の副会長、それから後志広域連合の会長、トップでもあります。連合長であります。当然何かをすることであれば影響がある、近隣町村を含めて後志管内の首長にも報告があるというふうに思っておりますので、その時点ではいろんな議論をさせていただきますが、今神恵内の内部の動きに対してコメントする考え私は全くありません。

ただ、一般論として、その核のごみ処理施設について、これは神恵内と全く切り離れた形で申し上げますと、私は北海道というのは豊かな自然と景観を持ち、そして食料においては食の生産基地として世界に冠たる大地であるというふうな認識をしております。そもそもこうした北海道の大地の中に高レベル廃棄物の処理施設があるということは、極めて不適切であるというふうに思っておりますので、それは私の理念として持っております。

それともう一方、ニセコ積丹小樽海岸国定公園、これは国も認めた自然景観の豊かな場所です。私たちは、この豊かな積丹半島の海と、それからニセコエリアのこの山岳景観、これが今世界から評価をされているというふうに思っております。その中に高レベル廃棄物が入ってくるということは、やっぱり住民の不安、我々首長の役割って何かというと公共課題を日々解決しながら、住民の皆さんがいかに将来安心して暮らしていく社会をつくるかということでもあります。不安を除去する公共の役割とは全く相入れないものだというふうに思っておりますので、高レベル廃棄物については北海道に、道内に誘致することには基本的に賛成しかねるというのは私の基本的な考え方です。

その上で、これまで一連の全般的な経過を見ると、法律の不便がいっぱいあります。やっぱり国が法律を直すべきです。今例えば手を挙げて、途中でやめるということができない仕組みになっています。それは、大臣がコメントを出したから、出さないからというのは、将来にわたる法的なものとしての効果は全くありません。そういった国がきちっとした法制度をまず整備をして、その

上でどうするという議論すべきだと、私はそう思っているというような状況であります。

今のは神恵内とは全く違う私の基本的な考え方ということでご理解賜ればありがたいと思いません。よろしくお願ひいたします。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 今町長のおっしゃったお話は、私たちも共有できるご意見だというふうに思います。先般議員全員協議会の中で、短い時間ではありましたが、この問題、そのときは寿都の問題でしたけれども、議論を若干の時間ですが、いたしました。その際皆さんから出てきた意見の中で、この問題については単に隣の問題と、だから意見書を出すとかそういう問題ではなくて、やはり国全体が考えていく、あるいはエネルギー政策としての原発の是非についてまでも考えた上で議論をする必要があるなど、そういうご意見が幾つか出されました。その意味では、一寿都町、あるいは神恵内村の問題というふうに狭く捉えているつもりはありません。確かに国の今の制度に大きな不備があるという点は、私一議員としては同意するものであります。したがって、今回こういう緊急な動きの中で発言させていただいて、質疑させていただいてはいますが、今町長がおっしゃったように北海道全体の問題、あるいは国全体の問題として、議員も含めて考えていく、そういう決意も含めて意見とさせていただきます。何とぞこの問題については、多くの国民あるいは住民に関わる問題として、引き続き議論を継続する、あるいは町長としても今の所見を発信していただくということをお願いしまして質問に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（猪狩一郎君） これで緊急質問を終わります。

#### ◎閉会の宣告

○議長（猪狩一郎君） 以上をもって今期定例会の会議に付議された事件は全て議了しました。

これにて令和2年第8回ニセコ町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時35分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 猪 狩 一 郎 (自 署)

署 名 議 員 高 瀬 浩 樹 (自 署)

署 名 議 員 榭 原 龍 祐 (自 署)